So-net モバイル LTE ご利用規約

ご利用規約		5
第一章 総	則	5
第1条	(定義)	5
第2条	(本サービス)	6
第3条	(本規約)	6
第4条	(本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始)	6
第5条	(削除)	6
第二章 本	サービス	6
第6条	(通信区域)	6
第7条	(通信利用の制限)	7
第8条	(通信時間等の制限)	7
第9条	(通信時間の測定)	8
第 10 条	(通信速度等)	8
第 11 条	(回線交換サービス)	8
第 11 条	の2(nuro モバイルでんわ)	8
第 12 条	(契約者識別番号の付与)	9
第 13 条	(回線交換サービスの携帯電話・PHS 番号ポータビリティ)	9
第 14 条	(回線交換サービスの禁止行為)	9
第 15 条	(回線交換サービスにおける国際アウトローミングの利用等)	9
第 16 条	(国際電気通信事業者等への回線交換サービスの契約者情報の通知)	10
第三章 端	末機器および SIM カード1	10
第 17 条	(端末機器利用にかかる契約者の義務)	10
第 18 条	(本 SIM カード)	11
第 19 条	(切替)	11
第 20 条	(契約者識別番号の登録等)	12
第 21 条	(自営端末機器)	12
第四章 提	供の中断、一時中断、利用停止および解除1	12
第 22 条	(提供の中断)	12
第 23 条	(契約者からの請求による利用の一時中断)	12
第 24 条	(利用停止)	13
第 25 条	(弊社による利用契約の解除)	13
第 26 条	(解約)	13
第五章 料	金1	14
	(料金)	
第 28 条	(基本使用料等の支払義務)	14
第 29 条	(通信料の算定)	15
第 30 条	(定期契約型プラン)	15
	の 2 (最低利用期間型プラン)	

第 31 条(手続に関する料金の支払義務)	16
第 32 条(料金の計算等)	16
第 33 条(割増金)	16
第 34 条(延滞利息)	17
第六章 損害賠償	17
第 35 条(本サービスの利用不能による損害)	17
第 36 条(免責)	17
第 37 条(損害賠償額の上限)	17
第七章 保守	18
第 38 条(弊社の維持責任)	18
第 39 条(契約者の維持責任)	18
第 40 条(契約者の切分責任)	18
第 41 条(修理または復旧)	18
第 42 条(保証の限界)	18
第 43 条(サポート)	18
第八章 雑 則	18
第 44 条(発信者番号通知等)	19
第 45 条(位置情報の送出)	19
第 46 条(情報の収集)	19
第 47 条(契約者確認)	19
第 48 条(他の電気通信事業者への情報の通知)	19
第 49 条(相互接続番号案内)	20
第 50 条(番号案内料等の支払義務等)	20
第 51 条(時報サービス)	20
第 52 条(本サービスの廃止)	20
第 53 条(本サービスの技術仕様等の変更等)	21
第 54 条(分離性)	21
第 55 条(協議)	21
国際電話サービスご利用規約	22
第1章 総則	22
第1条(規約の適用)	22
第2条(規約の変更)	22
第3条(定義)	22
第4条(国際電話サービスの提供)	22
第5条(通話以外の通信の取扱い)	22
第6条(外国における取扱制限)	
第 2 章 契約	23
第7条(契約の単位)	23
第8条(国際電話契約の締結)	23
第9条(契約者が行う国際電話契約の解除)	23

第 10	条(弊社が行う国際電話契約の解除)	23
第3章	提供の中断等	23
第 11	条(提供の中断)	23
第 12	条(利用停止)	24
第 13	条(利用限度額の設定)	. 24
第4章	通話	. 24
第 14	条(通話の取扱い)	. 24
第 15	条(取扱地域等)	25
第 16	条(So-net モバイル LTE が利用できない場合の取扱い)	25
第 17	条(通話利用の制限)	25
第 18	条(通話の切断)	25
第5章	料金等	25
第 20	条(料金)	25
第 21	条(通話料の支払義務)	. 26
第 22	条(料金の計算方法等)	26
第 23	条(割増金)	26
第 24	条(延滞利息)	26
第 25	条(債権の譲渡等)	26
第6章	損害賠償	. 27
第 26	条(責任の制限)	27
料金表		28
通則		. 28
第1表	料金	29
第1	基本使用料	29
第 2	付加機能サービス料	31
第3	通信料	31
第4	定期契約型プランおよび最低利用期間型プランに係る解約金	38
第5	手続きに関する料金	39
第6	ユニバーサルサービス料	
第8	電話リレーサービス料	. 40
第2表	国際アウトローミング利用料	41
第3表	番号案内料等	42
第4表	国際電話サービス料金	43
別表		46
別表 1	付加機能サービス	. 46
別表2	本サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべる	
	術基準及び技術的条件	
別表3	新聞社等の基準	
別表4	通信の優先的取扱いに係る機関名	. 49
別表 5	他社相互接続通信に係る協定事業者	. 49

長6 相互接続通信の料金の取扱い4	9
長7 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者5	1
長8 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信[П
線へ着信する通信に係る取扱地域6	5
長9 国際電話サービス取扱地域6	7
	0

ご利用規約

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「弊社」といいます)は、So-net サービス 会員規約の個別規定として、So-netモバイル LTE(以下「本サービス」といいます)ご利用規約を以下の通り定めます。本サービスには、So-net サービス会員規約とSo-netモバイル LTEご利用規約(以下「本規約」といいます)があわせて適用され、So-net サービス会員規約に係る契約が終了した場合、本規約に係る契約も終了するものとします。

第一章 総則

第1条(定義)

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- (1) 「本SIMカード」とは、本規約に基づき貸与される、契約者情報を記録したICカードをいい、本SIMカードには、Xi対応SIMカード、Xi対応microSIMカードおよびXi対応nanoSIMカードの3つのSIMカード種別が含まれるものとします。
- (2) 「携帯電話事業者」とは、弊社がワイヤレスデータ通信および回線交換サービスを提供する ために卸携帯電話サービス契約その他の契約を締結している携帯電話事業者をいいます。現 在の携帯電話事業者は、株式会社NTTドコモです。
- (3) 「ワイヤレスデータ通信」とは、弊社が提供する無線データ通信でパケット交換方式により 符号の伝送を行うためのものをいいます。
- (4) 「回線交換サービス」とは、弊社が提供する回線交換方式による通信サービスをいいます。
- (5)「付加機能サービス」とは、別表2に定める付加機能サービスをいいます。
- (6) 「ユニバーサルサービス料」とは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)により算出された額に基づいて、弊社が定める料金をいいます。
- (7)「電話リレーサービス料」とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)に定める、聴覚や発話に困難のある方(以下「聴覚障害者等」といいます。)と聴覚障害者等以外の者との会話を、通話オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより双方向につなぐサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、契約者が負担する料金をいいます。
- (8) 「契約者回線」とは、本サービスにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線 をいいます。
- (9)「端末機器」とは、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16 年総務省令第15 号)で定める種類の端末設備の機器をいいます。
- (10) 「自営端末機器」とは、契約者が本SIMカードを利用するため自ら用意する端末機器(弊社が契約者に対して販売した機器も含みます)をいいます。
- (11) 「協定事業者」とは、弊社または携帯電話事業者と相互接続協定その他の契約を結んだ電気 通信事業者をいいます。
- (12)「国際電気通信事業者等」とは、携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結して国際電話

サービス等を提供する事業者をいいます。

- (13) 「国際アウトローミング」とは、国際電気通信事業者等が、本SIMカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。なお、国際アウトローミングは、回線交換サービスにより利用できるものであり、ワイヤレスデータ通信により利用することはできません。
- (14) 「消費税相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

第2条(本サービス)

- 1. 本サービスは、弊社が携帯電話事業者による卸電気通信役務を利用して提供するインターネットに接続する電気通信サービスです。回線交換サービスの提供を受けるプランを選択された契約者には、本サービスとして、回線交換サービスをあわせて提供します。
- 2. 本サービスは、So-net サービス会員規約のオプションサービスであり、So-net サービス会員規約の会員のみが利用できるサービスです。

第3条(本規約)

- 1. 契約者は、本規約、弊社が別途定める本則および各個別規定からなる So-net サービス会員規約、並びにその他本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
- 2. 弊社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件は変更後の規約によります。
- 3. 本規約に定める内容と So-net サービス会員規約に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

第4条(本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始)

- 1. 本サービスの利用契約は、本サービスの利用希望者が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続きに従い本サービスへの申込をなし、弊社が当該希望者を本サービスの契約者として登録した時点をもって成立するものとします。
- 2. 弊社は、契約者が申込み、弊社が承諾した場合、付加機能サービスを提供します。
- 3. 本サービスおよび付加機能サービスの利用料金の課金開始基準日となる本サービスおよび付加機能サービスの開始日は、弊社が指定するものとします。

第5条(削除)

第二章 本サービス

第6条(通信区域)

1. 本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域

内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2. 前項の場合、契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第7条 (通信利用の制限)

- 1. 弊社は、技術上、保守上、その他弊社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話 事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と弊社との間で締 結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時 的に制限することがあります。
- 2. 前項の場合、契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信 が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
- 3. 弊社は、本サービスにおける通信について、本サービスの円滑な提供のために、画像の圧縮など の通信の最適化を行うことがあります。
- 4. 契約者は、本サービスのショートメッセージ通信モードにおける文字メッセージの受信時において、弊社または携帯電話事業者であるNTTドコモが必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると弊社またはNTTドコモが判定したURLや電話番号が記述された文字メッセージについては、受信が拒否されるよう取り扱われることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、契約者は、弊社が別に定める方法により、この取り扱いをしないよう任意で設定を変更することができます。

第8条(通信時間等の制限)

- 1. 前条の規定による場合のほか、弊社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
- 2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置(弊社または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます)をとることがあります。
- 3. 弊社は、一定期間における通信時間が弊社の定める時間を超えるとき、または一定期間における通信容量が弊社の定める容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
- 4. 弊社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる特定のカテゴリーのアプリケーションにおける通信について速度や通信量を制限することがあります。
- 5. 前4項の場合、契約者は弊社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

6. 弊社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第9条 (通信時間の測定)

本サービスにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。

- (1) 通信時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、弊社の機器(相互通信の場合には協定事業者の機器を含みます)により測定します。
- (2) 前号の定めに拘らず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき(第7条(通信利用の制限)により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします)は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第10条(通信速度等)

- 1. 弊社が本サービスで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、契約者が使用する SIM カード、情報通信機器(端末機器を含む)、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。
- 2. 弊社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
- 3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が 破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第11条(回線交換サービス)

- 1. 弊社は、回線交換サービスの提供を受けるプランを選択された契約者に対し、回線交換サービスを提供します。
- 2. 回線交換サービスには、次の種類があります。

種類	内容
通話モード	回線交換方式により主としておおむね3kHz の帯域の音声その他の音響の伝送を
	行うためのもの
64kb/s デジタル通信	回線交換方式により 64kb/s 以下で符号、音声その他の音響または影像の伝送を行
モード	うためのもの
ショートメッセージ	制御信号のみを利用して、文字、数字または記号等の伝送(弊社の電気通信設備に
通信モード	一時蓄積後伝送する場合を含みます。)を行うためのもの

第11条の2 (中継電話サービス)

- 1. 弊社は、回線交換サービスの提供を受けるプラン契約者の契約者回線に係る電話番号から、通信の相手先に係る直加入電話設備等(日本国内であり、かつ弊社が別に定めるものに限ります)の電話番号に発信した場合、相手先が非対応の番号である場合を除き、当該通信を弊社の指定する装置にいったん着信させた後に接続する「プレフィクス番号自動付与による通話機能」を利用して発信されるものとします
- 2. プレフィクス番号自動付与による通話機能の提供区間は、相互接続点と弊社が別途指定する電気通

信設備との間又は弊社が別途指定する電気通信設備と弊社が別途定める者により設置される電気通信設備との接続点との間とします。協定事業者の区間は協定事業者の役務によるものとし、協定事業者の接続約款にて提供されます。

第12条(契約者識別番号の付与)

- 1. 弊社は、本サービスの提供を受ける契約者に対し、契約者識別番号を定め、1の契約回線に対して1つ付与します。
- 2. 本サービスの提供を受ける契約者は、本サービスを利用するための契約者識別番号の変更を請求することはできません。

第13条(回線交換サービスの携帯電話・PHS番号ポータビリティ)

回線交換サービスの提供を受ける契約者は、携帯電話・PHS番号ポータビリティ(電話番号を変更することなく、携帯電話サービスを受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします)の適用を希望する場合は、弊社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

第14条(回線交換サービスの禁止行為)

回線交換サービスの提供を受ける契約者は、回線交換サービスを利用するにあたり、以下の行為を 行ってはならないものとします。本条は、So-net サービス会員規約において禁止する行為に加え て、回線交換サービスの提供を受ける契約者の禁止行為を定めるものとします。

- (1) 故意に多数の不完了呼(通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます)を発生させ、または連続的に多数の呼を発生させるなど、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為。
- (2) 第三者または弊社に迷惑・不利益を及ぼす行為、故意に通話を保留したまま放置するなど回線 交換サービスに支障をきたすおそれのある行為、回線交換サービスの運営を妨げる行為。
- (3) 回線交換サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、 自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣 伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導 する行為。
- (4) 回線交換サービスの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声も しくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱くまたはその恐れのある通信をする行為。

第15条(回線交換サービスにおける国際アウトローミングの利用等)

- 1. 回線交換サービスの提供を受ける契約者は、弊社に申込み、弊社の承諾を得たときは、回線交換サービスにおいて、国際アウトローミングを利用することができます。
- 2. 契約者は、前項の規定により国際アウトローミングを利用したとき(契約者以外の者が契約者回線を利用したときを含みます)は、料金表第2表に定める国際アウトローミング利用料の支払を要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量または通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者または弊社の機器により測定します。
- 3. 外国の電気通信事業者が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、屋内、山間部等

電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

- 4. 第1項の規定にかかわらず、利用停止等により本サービスを利用できないとき、または電気通信 設備の保守上若しくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することができ ません。
- 5. 前項の規定によるほか、国際アウトローミングの利用については、外国の法令または外国の電気 通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。
- 6. 弊社は、契約者が弊社に支払うべき国際アウトローミングに係る料金の1の料金月における累計額 (弊社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額とし、既に弊社に 支払われた額を除きます。以下この条において「月間利用額」といいます)について、限度額 (以下この条において「利用停止目安額」といいます)を設定します。
- 7. 弊社は、国際アウトローミングに係る月間利用額が利用停止目安額を超えたことを弊社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際アウトローミングの利用を停止します。
- 8. 弊社は、前2項の規定によるほか、特定の24時間における国際アウトローミングの利用に係る 額が利用停止目安額を超えたときを弊社が確認したときは、契約者から再利用の請求があるまで の間、国際アウトローミングの利用を停止する場合があります。
- 9. 契約者は、利用停止目安額を超えた部分の国際アウトローミング利用料の支払を要します。
- 10. 弊社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害額については、第35条(本サービスの利用不能による損害)の規定に該当する場合に限り、その規定(損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます)により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。
- 11. 国際アウトローミングの営業区域その他の提供条件については、別表8、別表9、料金表第2表(国際アウトローミング利用料)に定めるところによります。

第 16 条(国際電気通信事業者等への回線交換サービスの契約者情報の通知)

弊社は、国際電気通信事業者等から請求があったときは、回線交換サービスの提供を受ける契約者 の氏名、住所、契約者識別番号および生年月日等を当該事業者に通知することがあります。

第三章 端末機器およびSIM カード

第17条(端末機器利用にかかる契約者の義務)

- 1. 契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準(以下「技術基準」といいます)に適合するよう維持するものとします。
- 2. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。
 - (1)端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3)端末機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去しないこと。

第 18 条 (本 SIM カード)

- 1. 本サービスの利用には、本 SIM カードが必要となります。本 SIM カードは弊社が契約者に貸与するものであり譲渡するものではありません。
- 2. 契約者は、本 SIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3. 契約者は、本 SIM カードを契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしたりして はならないものとします。
- 4. 契約者による本 SIM カードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による本 SIM カードの使用により発生した料金等については、全て当該 SIM カードの管理責任を負う契約者の負担とします。
- 5. 契約者は、本 SIM カードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡 するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 6. 契約者の責めに帰すべからざる事由により本 SIM カードが故障した場合に限り、弊社の負担において本 SIM カードの修理若しくは交換(種別の異なる SIM カードの交換はできないものとします。以下同じとします)をする義務を負います。
- 7. 契約者は、本SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去してはならないものとします。
- 8. 契約者は、本 SIM カードに、弊社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。契約者の責めに帰すべき事由により本 SIM カードが故障した場合は、その修理若しくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理若しくは交換のための費用のほか、別紙料金表第1表第7 (SIM カード損害金)に規定する損害金を弊社に支払うものとします。
- 9. 契約者は、本 SIM カードの利用料金を、本サービスの利用料金に含めて弊社に対して支払うものとします。なお、SIM カードの貸与に係る費用は、本サービスの利用料金には含まれないものとします。
- 10. 契約者が、本SIMカード以外のSIMカードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、弊社および携帯電話事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、本SIMカード以外のSIMカードを使用したことに起因して、弊社、携帯電話事業者および第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。
- 11. 契約者は、本サービスに関する契約終了後、弊社が定める期日までに本SIMカードを弊社に返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合及び破損した場合、別紙料金表第1表第7 (SIMカード損害金)に規定する損害金を弊社に支払うものとします。

第19条(切替)

- 1. 契約者は、弊社が別途定める手続きに従い、本 SIM カードの切替(種別の異なる SIM カードへの 切替とします。以下同じとします)の申込を行うことができるものとします。
- 2. 本 SIM カードの切替に際して、契約者が切替後の本 SIM カードを受領しない場合、弊社は、契約者が受領しなかったことを確認した時点をもって、本 SIM カードの切替申込を取り消すことがで

きるものとします。

3. 契約者は、切替後の本 SIM カードの受領日後、弊社が定める期日までに切替前の本 SIM カードを 別途弊社が指定する住所宛に自らの費用負担により返却するものとし、当該期日までに返却がなか った場合及び破損した場合、切替のための費用のほか、別紙料金表第 1 表第 7 (SIM カード損害金) に規定する損害金を弊社に支払うものとします。

第20条(契約者識別番号の登録等)

- 弊社は、次の場合には、契約者の本SIMカードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更また は消去(以下「契約者識別番号の登録等」といいます)を行います。
 - (1) 本SIMカードを貸与するとき
 - (2) その他本SIMカードの貸与を受けている契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき
 - (3) その他本規約の規定により契約者識別番号を変更する場合

第21条(自営端末機器)

- 1. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において準備および維持するものとします。
- 2. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での本サービスの利用をできないものとします。
- 3. 弊社は、前項の場合において、契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第四章 提供の中断、一時中断、利用停止および解除

第22条(提供の中断)

- 1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
 - (1) 弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第7条 (通信利用の制限) または第8条 (通信時間等の制限) により通信利用を制限するとき。
 - (3) 携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。
- 2. 弊社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部 のご返金はいたしません。

第23条(契約者からの請求による利用の一時中断)

- 1. 弊社は、契約者から弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断 (その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします)を行います。
- 2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。
- 3. 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受付けてから

- 一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金 は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。
- 4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金(月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス(有料サービス)等の月額料)は発生します。

第24条(利用停止)

- 1. 弊社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。
 - (2) 本サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実に反することが判明したとき。
 - (3) 契約者が弊社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実に反することが判明したとき。
 - (4) 第47条(契約者確認)に定める契約者確認に応じないとき。
 - (5) 第19条(切替) 第2項に定める切替後の本SIMカードを受領しなかったとき。
 - (6) 第21条(自営端末機器)の規定に違反し、本SIMカードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
 - (7) 弊社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすお それのある行為が行われたとき。
 - (8) 本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
 - (9) 本サービスが違法な態様で使用されたとき。
 - (10) 前各号のほか、本規約またはSo-netサービス会員規約の定めに違反する行為が行われたとき。
- 2. 本条に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの利用料金(月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス(有料サービス)等の月額料)は発生します。
- 3. 弊社は、本条に基づく本サービスの提供の停止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

第25条 (弊社による利用契約の解除)

- 1. 弊社は、前条第1項の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
- 2. 弊社は、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が弊社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

第 26 条 (解約)

1. 契約者は、弊社が別途定める手続きに従い、本サービスの利用契約を解約(携帯電話・PHS 番号ポ

- ータビリティによる電話番号の転出を含むものとし、以下同じとします)することができるものとします。なお、So-net サービス会員規約その他の弊社が別途定めるインターネット接続サービスの解約については別途解約手続きが必要となります。
- 2. 前項に定める解約手続きに基づく本サービスの提供終了時点は、以下のいずれかから選択可能ですが、当該選択後にかかる終了時点を変更することはできないものとします。なお、(1)を選択した場合においても、料金の日割り計算対応は行っておりません。
 - (1)解約手続きが完了したときを終了時点とする。
 - (2)解約手続きが完了した月の末日を終了時点とする。
- 3. 前項の定めにかかわらず、携帯電話・PHS番号ポータビリティによる電話番号の転出の場合は、 本サービスの提供終了時点は、他の電気通信事業者への電話番号の転出が完了した日となりま す。この場合においても、料金の日割り計算対応は行いません。
- 4. 本SIMカードの修理若しくは交換に際して、修理若しくは交換対応後の本SIMカードを受領いただけない場合は、別途弊社の指定する期日をもって本サービスを解約するものとします。

第五章 料金

第27条(料金)

- 1. 弊社が提供する本サービスの料金は、基本使用料、通信料、定期契約型プランに係る解約金、手続に関する料金およびユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能サービス料等、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。
- 2. 国際アウトローミングの利用に係る料金(以下「国際アウトローミング利用料」といいます) は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者は国際アウトローミング利 用料について支払う義務を負うものとします。
- 3. 弊社が貸与した本SIMカードを紛失、破損した場合及びその他の理由により本SIMカードを弊社に返却しない場合のSIMカード損害金は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はSIMカード損害金について支払う義務を負うものとします。

第28条(基本使用料等の支払義務)

- 1. 本サービスの契約者は、その契約に基づいて弊社が契約者回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、別紙料金表第1表第1(基本使用料)、第2(付加機能サービス料)、第6(ユニバーサルサービス料)および第8(電話リレーサービス料)に規定する料金の支払いを要します。
- 2. 前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料および第8(電話リレーサービス料)(以下「基本使用料等」といいます)の支払いは次のとおりとします。
 - (1) 利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払を要します。
 - (2) 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払を要します。

事由	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかっ
く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備に	た時間(24時間の倍数である部分に限ります)につい
よる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できな	て、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する
い状態と同程度の状態となる場合を含みます)が生じ	本サービスについての料金
た場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算し	
て、24時間以上その状態が連続したとき	

3. 弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還 します。

第29条(通信料の算定)

1. 本サービスの契約者は、次の通信について、第9条(通信時間等の測定等)の規定により測定した通信時間、情報量または通信回線と料金表第1表第3(通信料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

区別		
1 回線交換サービス	契約者回線から行った通信(その契約者回線の契約者以外の者が行った通	
	信を含みます。以下同じとします)	
2 ワイヤレスデータ通信	ア 契約者回線から行った通信	
	イ 契約者回線へ着信した通信	

2. 契約者は、通信に関する料金について、弊社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第3(通信料)の規定に基づいて算定した料金額の支払いを要します。

第30条(定期契約型プラン)

- 1. 弊社は、別途定める定期契約型の料金プラン(以下「定期契約型プラン」といいます)について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、定期契約型プランの利用開始月から定期契約型プラン毎に弊社が定める期間とします。
- 2. 契約者が、定期契約型プランについて、契約期間満了月の翌月(以下「契約更新月」といいます) 以外の暦月に解約する場合、定期契約型プランの対価として、弊社が定める解約金が発生するもの とし、別紙料金表第1表第4(定期契約型プランに係る解約金)に規定する料金の支払いを要しま す。
- 3. 契約者が契約更新月に定期契約型プランを解約しない場合、当該契約更新月を含み、同じ長さの 新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。
- 4. 第19条(切替)に定める本 SIM カードの切替手続きの実施後における、定期契約型プランの契約期間は、当該切替前の定期契約型プランの契約期間を引き継ぐものとします。
- 5. 第22条 (提供の中断) に基づく本サービスの提供の中断があっても、定期契約型プランの契約 期間に変更はありません (本サービスの提供の中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
- 6. 第23条(契約者からの請求による利用の一時中断)に基づく本サービスの利用の一時中断があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません(本サービスの利用の一時中断の間、 契約期間の進行が停止するものではありません)。
- 7. 第24条(利用停止)に基づく本サービスの提供の停止があっても、定期契約型プランの契約期

間に変更はありません(本サービスの提供の停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

8. 契約者は、定期契約の契約期間中、プラン変更をすることはできないものとします。

第30条の2 (最低利用期間型プラン)

- 1. 弊社は、別途定める最低利用期間型の料金プラン(以下「最低利用期間型プラン」といいます)について、最低利用期間を設定することができるものとします。最低利用期間は、最低利用期間型プラン毎に弊社が定める期間とします。
- 2. 契約者が、最低利用期間型プランについて、最低利用期間内に解約する場合、最低利用期間内解約金として弊社が別途定める解約金が発生するものとし、別紙料金表第1表第4(最低利用期間型プランに係る解約金)に規定する料金の支払いを要します。
- 3. 第19条(切替)に定める本 SIM カードの切替手続きの実施後における、最低利用期間型プランの 契約期間は、当該切替前の最低利用期間型プランの契約期間を引き継ぐものとします。
- 4. 第22条(提供の中断)に基づく本サービスの提供の中断があっても、最低利用期間型プランの最低利用期間に変更はありません(本サービスの提供の中断の間、最低利用期間の進行が停止するものではありません)。
- 5. 第23条(契約者からの請求による利用の一時中断)に基づく本サービスの利用の一時中断があっても、最低利用期間型プランの契約期間に変更はありません(本サービスの利用の一時中断の間、最低利用期間の進行が停止するものではありません)。
- 6. 第24条(利用停止)に基づく本サービスの提供の停止があっても、最低利用期間型プランの最低利用期間に変更はありません(本サービスの提供の停止の間、最低利用期間の進行が停止するものではありません)。
- 7. 契約者は、最低利用期間型プランの最低利用期間中、プラン変更をすることはできないものとします。

第31条(手続に関する料金の支払義務)

契約者は、本サービスに係る契約の申込または手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5 (手続に関する料金)に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還します。

第32条(料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

第33条(割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

第34条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第六章 損害賠償

第35条(本サービスの利用不能による損害)

- 1. 弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2. 前項の場合において、弊社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が認知した 時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ご とに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を、発生した損 害とみなしその額に限って賠償します。
 - (1) 月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス(有料サービス)等の月額料
 - (2)通信料(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、弊社が別に定める方法により算出した額)により算出します)
- 3. 弊社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
 - (注)本条第2項第2号に規定する弊社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

第36条(免責)

- 1. 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。弊社はこれにより損害を与えた場合に、それが弊社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
- 2. 弊社は、本規約等の変更により自営端末機器の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第37条(損害賠償額の上限)

弊社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約

者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は弊社が当該損害の発生 までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、弊社に故意もしくは重大な過失 がある場合はこの限りではありません。

第七章 保守

第38条(弊社の維持責任)

弊社は、弊社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60 年郵政省令第30 号)に適合するよう維持します。

第39条(契約者の維持責任)

- 1. 契約者は、自営端末機器を、弊社の定める技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。
- 2. 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末機器(移動無線装置に限ります)を無線設備規則に 適合するよう維持していただきます。

第40条(契約者の切分責任)

契約者は、自営端末機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他弊社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末機器に故障のないことを確認のうえ、弊社に修理の請求をしていただきます。

第41条(修理または復旧)

弊社は、弊社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または 復旧するものとします。ただし、24 時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。

第42条(保証の限界)

- 1. 弊社は、通信の利用に関し、弊社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電 気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。
- 2. 弊社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに契約不適合の状態が一切ないことを保証することはできません。

第43条 (サポート)

- 1. 弊社は、契約者に対し、本サービスの利用に関する弊社が定める内容の技術サポートを提供します。
- 2. 弊社は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップ グレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。

第八章 雑 則

第 44 条 (発信者番号通知等)

- 1. 契約者回線からの通信(弊社が別に定める相互接続通信を除きます)については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。
- 2. 前項の規定にかかわらず、発信者は弊社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。ただし、緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合には、契約者識別番号が通知されます。
- 3. 契約者回線への通信(弊社が別に定めるものに限ります)であって、発信者番号(発信に係る契約者回線等または他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします)が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。
- 4. 弊社は、契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の損害賠償に関する規定に該当する場合に限り、当該規定により責任を負います。

第45条(位置情報の送出)

- 1. 携帯電話事業者がワイヤレスデータ通信に係る弊社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその弊社に係る電気通信設備から携帯電話事業者が別に定める方法により位置情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下この条において同じとします)の要求があったときは、契約者があらかじめ弊社への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
- 2. 前項の規定によるほか、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報(弊社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、この条において同じとします)を、携帯電話事業者がその緊急通報に係る機関へ送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。ただし、緊急通報に係る機関で、その情報を受信できないときは、この限りではありません。
- 3. 弊社は、前2項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何に よらず、一切の責任を負わないものとします。

第46条(情報の収集)

弊社は、本サービスに関し、契約者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、弊社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第 47 条(契約者確認)

弊社は、契約者確認(携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下、本条 において同様とします)を求められたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、弊社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

第 48 条(他の電気通信事業者への情報の通知)

- 1. 契約者は、料金その他の債務の支払いをしない場合、または前条に定める契約者確認に応じない場合には、弊社が、弊社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、弊社が別に定めるものに限ります)を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 2. 前項の規定によるほか、契約者は、弊社が、携帯電話・PHS番号ポータビリティにかかる携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号および生年月日等の情報(携帯電話・PHS番号ポータビリティにかかる手続きのために必要なものに限ります)を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

第49条(相互接続番号案内)

回線交換サービスの提供を受ける契約者は、弊社が別に定める協定事業者(以下「番号案内事業者」といいます)が提供する電話番号等の案内(以下「相互接続番号案内」といいます)を利用することができます。

(注)本条に規定する番号案内事業者は、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社と します。

第50条(番号案内料等の支払義務等)

- 1. 相互接続番号案内を利用した契約者回線(その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます)の契約者は、料金表第3表(番号案内料等)に規定する番号案内料および相互接続番号案内への接続に係る通信料(以下「番号案内接続通信料」といいます)の支払いを要します。
- 2. 番号案内料および番号案内接続通信料に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内料および番号案内接続通信料については、通信料とみなして取り扱います。

第51条 (時報サービス)

- 1. 回線交換サービスの提供を受ける契約者は、電話番号117による時報サービスを利用することができます。
- 2. 前項に規定する時報サービスは、通話モードにより利用していただきます。
- 3. 時報サービスは、1の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分 経過後12分までの間において、その通信を打ち切ります。
- 4. 契約者回線からの時報サービスの利用に係る通信の料金については、その通信を弊社が別に定める協定事業者が提供する電話サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。
 - (注)本条に規定する協定事業者は、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社とします。

第52条(本サービスの廃止)

- 1. 弊社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
- 2. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第53条(本サービスの技術仕様等の変更等)

弊社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用する本SIMカードの改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去等に要する費用について負担しないものとします。

第54条(分離性)

本規約の一部分が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本約款の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第55条(協議)

弊社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第56条(経過措置)

2016年9月30日までに本サービスを契約し、2016年10月1日以降も継続して本サービスを利用する契約者について、以下の通り取り扱うものとします。

- (1) 本規約第5条(2016年10月1日付改訂により削除)に基づき携帯電話事業者との間で締結された接続契約については、本サービスの利用が終了していない場合であっても、2016年9月30日をもって解約されたものとします。
- (2) 本規約第12条第3項(2016年10月1日付改訂により削除)に基づき携帯電話事業者が付与 した契約者識別番号は、2016年10月1日以降も本サービスを利用する場合、契約者識別番号 は変更されないものとします。
- (3) 回線交換サービスの提供を受けない契約者について、本規約第18条第1項(2016年10月1日付改訂により変更)に基づき携帯電話事業者から貸与を受けたSIMカードは、2016年10月1日以降、弊社が貸与したとみなすものとします。

国際電話サービスご利用規約

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

弊社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約附属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和54年条約第5号)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)その他の法令の規定によるほか、この国際電話サービス規約(以下「本規約」といいます)により国際電話サービス(弊社が本規約以外の提供条件により提供するものを除きます。)を提供します。

第2条 (規約の変更)

弊社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

第3条(定義)

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- (1)「国際電話サービス」とは、本邦と外国(インマルサットシステム移動地球局(海事衛星通信を 取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします)及び弊社が別 に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話(以下「特定衛星携帯電話」 といいます)を含みます)との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービスをいいま す。
- (2)「So-net モバイル LTE」とは、弊社が So-net モバイル LTE ご利用規約により提供する So-net モバイル LTE サービスをいいます。
- (3) 「消費税相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

第4条(国際電話サービスの提供)

国際電話サービスは、So-net モバイル LTE の契約者回線からの利用に限り提供します。

第5条(通話以外の通信の取扱い)

国際電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

第6条(外国における取扱制限)

国際電話サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 契約

第7条(契約の単位)

弊社は、So-net モバイル LTE の契約者識別番号1番号ごとに1の国際電話契約を締結します。この場合、契約者は、1の国際電話契約につき1人に限ります。

第8条 (国際電話契約の締結)

- 1. 国際電話サービスの利用契約は、So-net モバイル LTE に係る契約の契約者が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続きに従い国際電話サービスへの申込をなし、弊社が当該希望者を国際電話サービスの契約者として登録した時点をもって成立するものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、その So-net モバイル LTE にて国際ローミング機能(当該規約に規定する国際ローミング機能をいいます。以下同じとします)の提供を受けることとなったときは、その So-net モバイル LTE の契約者は、弊社と国際電話契約を締結したこととなります。ただし、本邦からの発信に係るサービスについては、別途弊社への利用申込が必要になります。

第9条(契約者が行う国際電話契約の解除)

契約者は、国際電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ弊社に対し、弊社が定める方法により通知していただきます。ただし、その So-net モバイル LTE にて当該規約の規定に基づき国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際電話契約のみの解除はできません。

第 10 条 (弊社が行う国際電話契約の解除)

- 1. 弊社は、第12条(利用停止)第1項の規定により国際電話サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その国際電話契約を解除することがあります。
- 2. 弊社は、契約者が第 12 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が弊社の業務 の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、国際電話サービ スの利用停止をしないでその国際電話契約を解除することがあります。
- 3. 弊社は前2項の規定によるほか、次のいずれかに該当するときは、その国際電話契約を解除することがあります。
 - (1) その国際電話サービスに係る So-net モバイル LTE について、契約の解除があったとき (弊社が別に定める場合を除きます)。
 - (2) 第8条(国際電話契約の締結) 第2項の規定により国際電話契約を締結している場合において、 国際ローミング機能の廃止があったとき。

第3章 提供の中断等

第11条(提供の中断)

弊社は、次の場合には、国際電話サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第17条(通話利用の制限)の規定により、通話利用を中止するとき。

(3) 携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。

第12条(利用停止)

弊社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、その国際電話サービスの提供 を停止することがあります。

- (1) 国際電話サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき (弊社が定める方法による支払いのないとき、及び支払期日経過後に支払われ弊社がその支払 の事実を確認できないときを含みます)。
- (2) 国際電話サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実に反することが判明したとき。
- (3) 契約者が弊社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実に反することが判明したとき。
- (4) 弊社の業務または国際電話サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
- (5) 国際電話サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
- (6) 国際電話サービスが違法な態様で使用されたとき。
- (7) 前各号のほか、本規約、So-net サービス会員規約または So-net モバイル LTE ご利用規約の 定めに違反する行為が行われたとき。

第13条(利用限度額の設定)

- 1. 弊社は、契約者が弊社に支払うべき国際電話サービスの通話料(通話料に合算して請求する料金を含み、国際ローミング機能に係る通話の料金を除きます。以下この条において同じとします)の1の料金月(1の暦月の起算日(弊社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします)における累計額について、限度額(以下「利用限度額」といいます)を設定することがあります。
- 2. 利用限度額は、2万円から50万円の範囲内で弊社が定める額とします。
- 3. 契約者は、第1項に規定する通話料の1の料金月における累計額が利用限度額を超えたことを弊社が確認したときから、当該料金月の末日までの間(当該料金月の末日までの間に料金の支払いによってその累計額が利用限度額を下回るときは、その料金が支払われるまでの間)、国際電話サービスを利用することはできません。
- 4. 契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、前項の利用限度額を超えた部分に係る料金その他の債務については、支払いを要します。
- 5. 弊社は、契約者からの申出があった場合であって、弊社が定める基準に適合するときは、第1項及 び第2項の利用限度額の解除又は利用限度額の変更を行うことがあります。
- 6. 弊社は、国際電話サービスの料金その他の債務の支払状況に応じて、第1項及び第2項の利用限度額の設定又は設定された利用限度額のより低額の限度額への変更を行うことがあります。

第4章 通話

第14条(通話の取扱い)

- 1. 国際電話サービスに係る通話は、本邦発信のダイヤル通話(通話の相手までの接続が交換取扱者を介さずに自動的に行われる通話をいいます)に限り行うことができます。
- 2. 第8条(国際電話契約の締結)第2項の規定により国際電話契約を締結しているときは、国際ローミング機能に係る通話に限り行うことができます。ただし、契約者から国際ローミング機能に係る通話以外の通話の利用に関する申出があったときは、この限りでありません。

第15条(取扱地域等)

- 1. 通話を取り扱う地域は、別表9のとおりとします。ただし、弊社の業務運営上その他のやむを得ない理由により一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。
- 2. 国際電話サービスに係る通話は、So-net モバイル LTE に係る移動無線装置が、当該規約に規定する営業区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通話を行うことができない場合があります。

第 16 条 (So-net モバイル LTE が利用できない場合の取扱い)

国際電話サービスに係る So-net モバイル LTE が当該規約に規定する利用の一時中断、通話利用の制限等により利用できないときは、国際電話サービスは利用できません。

第17条(通話利用の制限)

弊社は、天災、事変その他の非常事態の発生等により、通話が著しくふくそうし、通話の全部を接続することができなくなったときは、事業法施行規則第 56 条第1号に掲げる機関からの通話(弊社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります)以外の通話の利用を中止する措置をとることがあります。

第18条(通話の切断)

弊社は、通話中に So-net モバイル LTE に係る電波状況が著しく悪化したとき又は専用回線等接続サービスにおける専用回線等に係る接続点との間において一定時間データが伝送されていないとき若しくは一定時間以上通話が継続したときは、その通話を切断することがあります。

第19条(通話時間の測定等)

通話時間は、通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻(前条の規定により弊社が通話を切断したときは、その時刻とします)までの経過時間とし、弊社の機器(協定事業者の機器を含みます、以下、同じとします)により測定します。

(注)取扱地域によって、通話できる 状態 となる前の時刻から起算して通話時間の測定を行う場合があります。

第5章 料金等

第 20 条 (料金)

弊社が提供する国際電話サービスに関する料金は、料金表第4表(国際電話サービス料金)に規定する通話料とします。

第21条(通話料の支払義務)

- 1. 契約者は、国際電話サービスに係る通話(契約者以外の者が行った通話を含みます。以下この条において同じとします)について、第 19 条(通話時間の測定等)の規定により測定した通話時間と料金表第4表第1(通話料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
- 2. 契約者は、国際電話サービスに係る通話に関する料金について、弊社の機器の故障等により正しく 算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。この場 合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
 - (1)過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2)(1)以外の場合

把握可能な実績に基づいて弊社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料が最低と なる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

第22条(料金の計算方法等)

料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第23条(割増金)

契約は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、弊社が別に定める方法により支払っていただきます。

第24条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(第 25 条(債権の譲渡等)の規定により、弊社が請求事業者(第 25 条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として弊社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 1 5 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第25条(債権の譲渡等)

- 1. 契約者は、弊社が国際電話サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、弊社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、弊社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2. 契約者は、弊社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び 契約者識別番号等の情報(請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、弊社

が別に定めるものに限ります)並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第12条(利用停止)の規定に基づきその国際電話サービスの提供を停止しているときはその内容等の情報(請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、弊社が別に定めるものに限ります)を弊社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

3. 契約者は、弊社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報(請求事業者への支払状況に関するものであって、弊社が定めるものに限ります。)を請求事業者が弊社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第6章 損害賠償

第26条(責任の制限)

- 1. 弊社は、国際電話サービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その国際電話サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることを弊社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2. 前項の場合において、弊社は、国際電話サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金額(料金表第4表第1(通話料)に規定する料金(国際電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通話料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、弊社が別に定める方法により算出した額)により算出した額とします))を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3. 弊社の故意又は重大な過失により国際電話サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
 - (注)本条第2項第2号に規定する弊社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 弊社は、この料金表において、消費税相当額を含む額(以下「税込額」といいます)で料金を定めます。
- (注) この料金表に規定する税込額は消費税法第 63 条に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。
- 2 弊社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。ただし、弊社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- (注)料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、弊社が定める方法により計算するものとします。
- 3 弊社は、本サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、 支払いを請求します。
- 4 弊社は、弊社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。 (端数処理)
- 5 弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を 四捨五入します。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、本サービスの料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合に おいて、契約者は、その料金について、弊社が指定する場所において又は送金により支払っていた だきます。
- 7 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

8 第27条(料金)から第31条(手続に関する料金の支払義務)までの規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、税込額のみで定める場合の料金、第1表第3(通信料)に規定する国際ショートメッセージ通信料、第2表(国際アウトローミング利用料)に規定する国際アウトローミング利用料、および第4表(国際サービス料金)に規定する国際通話料については、この限りでありません。

第1表 料金

(国際アウトローミング利用料、およびその他のサービスの料金を除きます)

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用			
(1)料金プラン ア 料金プランには、次の種別があります。			
	(ア) ワイヤレスデータ通信のみの提供を受けるもの		
	ライトプラン	最低利用期間型プランとします。最低利用期間:1 年(サービス開	
	(新規受付は終了し	始日から 12 ヶ月後の月の末日まで)。	
	ております)		
	エントリープラン	月間使用総量制限があります。	
	(新規受付は終了し		
	ております)		
	ハイスピードプラン	月間使用総量制限があります。	
	ハイスピード V プラ	2 年間の定期契約型プランとします。月間使用総量制限がありま	
	ン	す。	
	ハイスピードSプラ	最低利用期間型プランとします。最低利用期間:2年(サービス開	
	ン	始日から 24 ヶ月後の月の末日まで)および月間使用総量制限があ	
	(新規受付は終了し	ります。	
	ております)		
	ハイスピード Mプラ	最低利用期間型プランとします。最低利用期間:2 年(サービス開	
	ン	始日から 24 ヶ月後の月の末日まで)。月間使用総量制限がありま	
	(新規受付は終了し	す。	
	ております)		
	ハイスピード S2 プ	日間使用総量制限があります。	
	ラン		
	(新規受付は終了し		
	ております)		
	ハイスピード M2 プ	最低利用期間型プランとします。最低利用期間:2 年(サービス開	
	ラン	始日から 24 ヶ月後の月の末日まで)。月間使用総量制限がありま	
	(新規受付は終了し	す。	
	ております)		

(イ) ワイヤレスデータデータ通信および回線交換サービスの提供を受けるもの

プラン名称	概要
+Talk プラン	最低利用期間型プランとします。最低利用期間:1 年(サービス開始
(新規受付は終了	日から 12 ヶ月後の月の末日まで)
しております)	
+Talk S プラン	最低利用期間型プランとします。最低利用期間:1 年(サービス開始
(新規受付は終了	日から 12 ヶ月後の月の末日まで) および月間使用総量制限がありま
しております)	す。
+Talk L プラン	最低利用期間型プランとします。最低利用期間:1年(サービス開始

(新規受付は終了	日から 12 ヶ月後の月の末日まで)。
しております)	
+Talk S2 プラン	最低利用期間型プランとします。最低利用期間:1 年(サービス開始
(新規受付は終了	日から 12 ヶ月後の月の末日まで) および月間使用総量制限がありま
しております)	す。
+Talk S2(E)プラン	最低利用期間型プランとします。最低利用期間:1年(サービス開始
(新規受付は終了	日から 12 ヶ月後の月の末日まで) および月間使用総量制限がありま
しております)	す。

- イ 契約者は、いずれかの料金プランを選択していただきます。
- ウ 契約開始月に契約を解除した場合を除き、契約開始月の基本使用料は、支払いを要しない ものとします。

エ 削除

(2) 損害賠償額等の 算定に係る適用

+Talk プラン、+Talk S プラン、+Talk L プラン、+Talk S2 プラン又は+Talk S2(E) プランにおいて、次に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合において、第28条(基本使用料等の支払義務)第2項第2号の表に規定する支払いを要しない料金および第35条(本サービスの利用不能による損害)第2項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次に規定する額とみなします。

(ア) + Talk プラン

区分	基本使用料の額(月額)
	次の税込額
ワイヤレスデータ通信	806 円
通話モード	1,163 円
6 4 kb/s デジタル通信モード	220 円
ショートメッセージ通信モード	11円

(イ) +Talk S プラン

区分	基本使用料の額(月額)
	次の税込額
ワイヤレスデータ通信	1,330 円
通話モード	1,163 円
6 4 kb/s デジタル通信モード	220 円
ショートメッセージ通信モード	11円

(ウ) + Talk L プラン

区分	基本使用料の額(月額)
	次の税込額
ワイヤレスデータ通信	2,984 円
通話モード	1,163 円
6 4 kb/s デジタル通信モード	220 円
ショートメッセージ通信モード	11 円

(エ) + Talk S2 プラン

区分	基本使用料の額(月額)
	次の税込額
ワイヤレスデータ通信	465 円
通話モード	1,163 円

6 4 kb/s デジタル通信モード	220 円
ショートメッセージ通信モード	11 円
(オ) +Talk S2(E)プラン	
区分	基本使用料の額(月額)
	次の税込額
ワイヤレスデータ通信	619 円
通話モード	1,163 円
6 4 kb/s デジタル通信モード	220 円
ショートメッセージ通信モード	11円

2 料金額

1契約ごとに

プラン		基本使用料(月額)	
		次の税込額	
ワイヤレスデータ通信のみ	ライトプラン	806 円	
の提供	エントリープラン	550 円	
	ハイスピードプラン	4,997 円	
	ハイスピードVプラン	3,761 円	
	ハイスピードSプラン	1,749 円	
	ハイスピード M プラン	2,902 円	
	ハイスピード S2 プラン	770 円	
	ハイスピード M2 プラン	1,408 円	
ワイヤレスデータデータ通	+Talk プラン	2,200 円	
信および回線交換サービス	+Talk S プラン	2,724 円	
の提供	+Talk L プラン	4,378 円	
	+Talk S2 プラン	1,859 円	
	+Talk S2(E)プラン	2,013 円	

第2 付加機能サービス料

1 料金額

区分	単位	料金額	
		次の税込額	
SIM カード追加サービス	1枚の場合	165 円/月	
	2枚の場合	330 円/月	
通話中着信機能(キャッチホン)	1契約ごとに	220 円/月	
留守番電話および不在案内機能	1契約ごとに	330 円/月	
チャージ(100MB)	チャージ申出1回あたり	550 円/回	
チャージ(500MB)	チャージ申出1回あたり	2,310 円/回	
チャージ(1GB)	チャージ申出1回あたり	4,180 円/回	

第3 通信料

1 適用

通信料の適用

(1) 通信の条件

- ア 契約者は、本サービスの契約者回線から通信を行うときは、弊社が別に定める方法により通信の種類をあらかじめ選択していただきます。
- イ ワイヤレスデータ通信プランのみの契約者は、ワイヤレスデータ通信をご利用いただけ ます。ただし、通信の相手方の状況により、利用できない場合があります。
- ウ + Talk プラン、+ Talk S プラン、+ Talk L プラン、+ Talk S2 プランおよび+ Talk S2(E)プランは、通話モード、64kb/s デジタル通信モード、ワイヤレスデータ通信、ショートメッセージ通信モードをご利用いただけます。ただし、通信の相手方の状況により、利用できない場合があります。
- エ ライトプラン、および+Talkプランは、当日を含む 3 日間における累計の通信データ量が、500MB を超えたことを弊社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。ハイスピードプランおよびハイスピード V プランは、当日を含む 3 日間における累計の通信データ量が、2GB を超えたことを弊社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。
- オ ハイスピード M プラン、ハイスピード M2 プラン、+ Talk S2 プランおよび+ Talk S2(E) プランは、当日を含む 3 日間における累計の通信データ量が 360MB を超えたことを弊社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。
- カ ハイスピードプラン、ハイスピード V プランは、1 料金月における累計の通信データ量が 5GB を超えたことを弊社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。
- キ エントリープランの契約者は、1料金月における累計の通信データ量が 100MB を超えたことを弊社が確認した後の通信について、当該月中の利用を不可とさせていただきます。
- ク ハイスピード S2 プランは、1日における通信データ量が 30MB を超えたことを弊社が 確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。
- ケ + Talk L プランは、1日における通信データ量が360MBを超えたことを弊社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。
- コ ハイスピード S プランおよび+ Talk S プランは、1 料金月における累計の通信データ量が 500MB を超えたことを弊社が確認した後の通信について、速度を制限させていただまます
- サ ハイスピード M プランおよびハイスピード M2 プランは、1料金月における累計の通信データ量が 3GB を超えたことを弊社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。なお、現時点において本制限は適用せず、本制限の適用を開始する場合、事前に弊社ウェブサイトで告知します。
- シ + Talk S2 プランの契約者は、1 料金月における累計の通信データ量が 3GB を超えたことを弊社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。
- ス + Talk S2(E)プランの契約者は、1 料金月における累計の通信データ量が 2GB を超えた ことを弊社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。
- セ (削除)
- ソ ショートメッセージ通信モードにより行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手方にて接続できない場合において、弊社の電気通信設備に蓄積した文字メッセージは、弊社が別に定める時間が経過した後、消去します。
- タ ソの規定によるほか、第22条 (提供の中断)の規定により提供の中断があったときは、 既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、 消去された文字メッセージを復元することはできません。

チ 契約者回線から送信できるショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数 は、弊社が定める数以内とします。 ツ 契約者は、弊社が別に定める方法により、指定したショートメッセージ通信モードに係 る文字メッセージの蓄積を行わないようにすることができます。 テ 契約者は、弊社が別に定める外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る 電気通信回線との間でショートメッセージ通信モードにより通信を行うことができま す。この場合において、弊社は、弊社以外の電気通信事業者の電気通信設備に関する通 信の品質を保証しません。 ト テに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外 国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 ナ ショートメッセージ通信モードに関する蓄積できる文字メッセージの数等その他の提 供条件は別に定めるところによります。 (注) テに規定する弊社が別に定めるところは、弊社のインターネットホームページに定 めるところによります。 (2) 同一地区内および ア 固定電気通信事業者(別表5に定めるものをいいます。以下この欄において同じとしま 同一地区外通信等 す)が提供する電気通信サービスの契約者回線等との間の通信(通話モードおよび の適用 64kb/s デジタル通信モードによる通信に限ります) における同一地区内通信および同一 地区外通信は、次のとおり区分して料金を適用します。 区分 適用する通信 (ア) 同一地区内通信 本サービスの契約者回線等に接続されている移動無線装置の 在圏する地域とその相互接続通信に伴って行われる他社相互 接続通信の他社契約者回線等に係る通信地域間距離測定のた めの起算点(以下「他社側起算点|といいます)が、同一の営 業区域に係る地区内となる通信 (イ) 同一地区外通信 (ア)以外の通信 イ アに規定する通信の区分は、通信を開始した時点の区分を適用し、その通信が終了する まで変更しません。 ウ アに規定する通信の区分の適用は、電波の伝播状態又は他社側起算点の位置により隣接 する他の地域との間のものとして取り扱うことがあります。 ア 昼間、夜間および深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。ただし、土曜日・日曜日・ (3) 昼間、夜間、深夜・ 早朝および土曜 祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。 日・日曜日・祝日の 区分 時間帯 料金額の適用 昼間 午前8時から午後7時までの間 夜間 午後7時から午後11時までの間 深夜・早朝 午前 0 時から午前 8 時までおよび午後 11 時から午後 12 時まで の間 イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。 時間帯 区分 土曜日・日曜 土曜日、日曜日および祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23 日・祝日 年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日 および1月3日をいいます)における午前8時から午後11時 までの間 (4) (削除) (5) + Talk プランおよ ア 基本使用料の料金プラン種別が+Talk プランおよび+Talk S プランに関する通信料に び+Talk S プラン ついては、2(料金額)の規定により算出した額の月間累計額(料金月単位で累計した額

とします。以下この欄において同じとします)から次表に規定する控除可能額を控除し

における通信料の

適用	た額を適用します。ただし、その月間累計額が次表	に規定する控除可	能額に満たない場
	合は、その月間累計額を控除した額を適用します。		
		_	1 契約ごとに
	基本使用料のプラン名称	控除	可能額
		次の	税込額
	+Talk プラン		550 円
	+ Talk S プラン(2014 年 5 月利用分まで)		540 円
	+ Talk S プラン(2014 年 6 月利用分以降)		880 円
(6) ショートメッセ	外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(国	際アウトローミン	グを除きます) に
ージ通信モードに	係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モー	ドによる通信(以	下「国際ショート
よる通信の料金の	メッセージ通信」といいます)に関する料金については	、2 (料金額) の	$2 - 3 \circ 2 - 3 -$
適用	2に規定する額を適用します。		
(7) 弊社が提供する国	国際電話サービスの利用に係る通話モード又は 64kb/s	デジタル通信モー	ドによる通信に関
際電話サービスの	する料金は、国際電話サービスに係る通話の料金と合わ	せて定めることと	し、料金その他の
利用に係る通信の	取扱いについては、国際電話サービス契約約款に定める	ところによります	•
料金の適用			
(8) 列車公衆電話の電	本サービス(弊社以外の携帯電話事業者が指定を受けた	契約者識別番号に	係るものを除きま
話機等との間の通	す)の契約者回線とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーシ	ョンズ株式会社が	提供する列車公衆
信の料金の適用	電話の電話機等との間の通信に係る相互接続点から契約	者回線等への通信	に関する料金は、
	2 (料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する料金	額を適用します。	
	料金種別料	金額	
	次の秒数までごとに税込額 11 円	9	
	昼 間	夜間	深夜・早朝
	土曜日・日		
	曜日・祝日		
	通信料 14 秒 26 秒	26 秒	28 秒
	(注) 上記の料金のほか、協定事業者が定める料金の支	払いを要します。	
(9) 付加機能サービス	ア 別表 1 (付加機能サービス) に規定する留守番電話	および不在案内機	能に係るメッセー
の利用等に係る通	ジの再生等のためにその機能の提供を受けている。	本サービスの契約	者回線以外の電気
信の料金の適用	通信サービスの契約者回線等から行った通信の料金	は、その電気通信	サービスに係る契
	約約款の規定により算定した額を適用します。		
	イ 契約者回線からの通信であって次に該当する通信に	関する料金は、弊	社が別に定める協
	定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線	線への通信に関す	る料金と同額とし
	ます。		
	(ア) 弊社が提供する電気通信サービスの契約約款に	規定する留守番電	話および不在案内
	機能に係るメッセージの蓄積のために行った通		
	(イ) 弊社が提供する電気通信サービスの契約約款に	規定する迷惑電話	おことわり機能の
	利用により着信を拒否する旨の通知を受けた通		
	(ウ) 弊社が提供する電気通信サービスの契約約款の	規定により着信者	の設定に基づき発
	信者番号を通知してかけ直してほしい旨の通知]を受けた通信	
(10) 弊社の機器の故	弊社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金について		
障等により正しく	は、次のとおり取り扱います。		
算定することがで	ア 過去1年間の実績を把握することができる場合		
きなかった場合の	機器の故障等により正しく算定することができなか	いった日の初日(初	日が確定できない
通信の料金の取扱	ときにあっては、種々の事情を総合的に判断して	機器の故障等があ	ったと認められる
<i>V</i> >	日)の属する料金月の前 12 料金月の各料金月にお	ける1日平均の通	i信料が最低となる

	·	
	値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額	
	イ ア以外	
	把握可能な実績に基づいて弊社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が	
	最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額	
	(注)本欄イに規定する弊社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。	
	(1)過去2か月以上の実績を把握することができる場合	
	機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる	
	各料金月における1日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期	
	間の日数を乗じて得た額	
	(2)過去2か月間の実績を把握することができない場合	
	機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる	
	期間における1日平均の通信の料金又は故障等の回復後の7日間における1日平	
	均の通信の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た	
	額	
(11) 通信料の減免等	ア 次の通信については、その料金の支払いを要しません。	
	(ア) 弊社が別に定める協定事業者が提供する緊急通報用電話の契約者回線等(110 番、	
	118 番又は 119 番)への通信	
	(イ) 災害が発生した場合に弊社が指定する端末設備からり災者が行う通信	

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

(1) (2) 以外のもの

ア 本サービスの契約者回線からの通信に係るもの

	料金種別	料金額
		30 秒までごとに次の税込額
通信料	本サービスからの通信	22 円

イ プレフィクス番号自動付与による通話機能に係るもの

	料金種別	料金額
		30 秒までごとに次の税込額
通信料	本サービスからの通信	22 円

(2) ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ア ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に 係るもの

	料金種別	料金額
		30 秒までごとに次の税込額
通信料	本サービスからの通信	22 円

イ ア以外のもの

	料金種別	料金額
		30 秒までごとに次の税込額
通信料	本サービスからの通信	55円

2-1-2 相互接続通信に係るもの

(1) (2) 以外のもの

ア 本サービスの契約者回線からの通信に係るもの

	料金種別	料金額
		30 秒までごとに次の税込額
通信料	本サービスからの通信	22 円

イ 本サービスの契約者回線等への通信に係るもの

(ア) (イ) 以外のもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税込額 11 円
通信料	本サービスへの通信	30 秒

(イ) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの 通信に係るもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税込額 11 円
通信料	本サービスへの通信	15.5 秒

(2) KDDI 株式会社との間に設置した相互接続点(弊社が別に定める電気通信サービスに係るものに 限ります)への通信に係るもの

その相互接続通信に伴う KDDI 株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI 株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

	料金種別	料金額
		30 秒までごとに次の税込額
通信料	本サービスからの通信	22 円

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

2-2-1 2-2-2以外のもの

料金種別		料金額
		30 秒までごとに次の税込額
デジタル通信料	本サービスからの通信	40 円

2-2-2 相互接続通信に係るもの

(1) (2) 以外のもの

ア 本サービスの契約者回線からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		30 秒までごとに次の税込額
デジタル通信料	本サービスからの通信	40円

イ 本サービスの契約者回線等への通信に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

料金種別		料金額	
		次の秒数までごとに税込額 11 円	
デジタル通信料 本サービスへの通信			16.5 秒

(イ) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの 通信に係るもの

料金種別		料金額	
		次の秒数までごとに税込額 11 円	
デジタル通信料 本サービスへの通信			8.5 秒

(2) KDDI 株式会社との間に設置した相互接続点(弊社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります)への通信に係るもの

その相互接続通信に伴う KDDI 株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI 株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料金種別		料金額	
		30 秒までごとに次の税込額	
通信料デジタル 本サービスからの通信		40円	

2-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの

2-3-1 2-3-2以外のもの

送信1回ごとに

	料金額		
ショート	1~70 文字(半角英数字のみの場合 1~160 文字)	3円	
メッセージ	71~134 文字(半角英数字のみの場合 161~306 文字)	6円	
通信料	135~201 文字(半角英数字のみの場合 307~459 文字)	10 円	
	202~268 文字(半角英数字のみの場合 460~612 文字)	13 円	
	269~335 文字(半角英数字のみの場合 613~765 文字)	17 円	
	336~402 文字(半角英数字のみの場合 766~918 文字)	20 円	
	403~469 文字(半角英数字のみの場合 919~1071 文字)	23 円	
	470~536 文字(半角英数字のみの場合 1072~1224 文字)	26 円	
	537~603 文字(半角英数字のみの場合 1225~1377 文字)	30 円	
	604~670 文字(半角英数字のみの場合 1378~1530 文字)	33 円	

2-3-2 国際ショートメッセージ通信に係るもの

送信1回ごとに

	料金額	
国際	1~70 文字(半角英数字のみの場合 1~160 文字)	50 円
ショート	71~134 文字(半角英数字のみの場合 161~306 文字)	100 円
メッセージ	135~201 文字(半角英数字のみの場合 307~459 文字)	150 円

通信料	202~268 文字(半角英数字のみの場合 460~612 文字)	200 円
	269~335 文字(半角英数字のみの場合 613~765 文字)	250 円
	336~402 文字(半角英数字のみの場合 766~918 文字)	300 円
	403~469 文字(半角英数字のみの場合 919~1071 文字)	350 円
	470~536 文字(半角英数字のみの場合 1072~1224 文字)	400 円
	537~603 文字(半角英数字のみの場合 1225~1377 文字)	450 円
	604~670 文字(半角英数字のみの場合 1378~1530 文字)	500 円

第4 定期契約型プランおよび最低利用期間型プランに係る解約金

1 適用

定期	契約型プランおよび最低利用期間型プランに係る解約金			
(1) 定期契約型プランに係る	ア 定期契約型プランに係る解約金は、2 (料金額) に規定する額を適用します。			
解約金の適用	イ 定期契約型プランの利用開始月に解約した場合でも、定期契約型プランに係			
	る解約金の支払いを要します。			
(2) 定期契約型プランに係る	契約者は、次の場合には2(料金額)の規定にかかわらずその定期契約型プラン			
解約金の適用除外	に係る解約金の支払いを要しません。			
	(ア) 定期契約型プランの更新月において、その契約の解除に係る申出があっ			
	たとき。			
	(イ) 契約者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から弊社			
	が定める期間内にその契約の解除があったとき。			
(3) 最低利用期間型プランに	最低利用期間型プランに係る解約金は、2(料金額)に規定する額を適用します。			
係る解約金の適用				
(4) 最低利用期間型プランに	ア 契約者は、次の場合には2(料金額)の規定にかかわらずその最低利用期間			
係る解約金の適用除外	型プランに係る解約金の支払いを要しません。			
	(ア) 最低利用期間の満了後に、その契約の解除に係る申出があったとき。			
	(イ) 契約者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から弊社			
	が定める期間内にその契約の解除があったとき。			
	イ ライトプラン契約者は、最低利用期間型プランの利用開始月又はその翌月に			
	解約した場合には2(料金額)の規定にかかわらず、ライトプランの最低利			
	用期間型プランに係る解約金の支払いを要しません。			

2 料金額

1契約ごとに

区分	定期契約型プランおよび最低利用期間型プランに係る解約金の額	
	次の税込額	
ライトプランに係る解約金	3,300 円	
ハイスピードVプランに係る解約金	10,450 円	
ハイスピードSプランに係る解約金	10,450 円	
ハイスピード M プランに係る解約金	51,935 円~12,178 円(解約時期に伴って変動します)	
ハイスピード M2 プランに係る解約金	10,450 円	
+Talk プランに係る解約金	5,500 円	
+Talk S プランに係る解約金	8,800 円	
+Talk L プランに係る解約金	8,800 円	
+Talk S2 プランに係る解約金	5,500 円	
+Talk S2(E)プランに係る解約金	5,500 円	

第5 手続きに関する料金

1 適用

	手続きに関する料金の適用			
(1) 手続きに関する	手続きに関する料金は、次のとおりとします。			
料金の種別	料金種別	内容		
	ア 登録事務手数料	契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支		
		払いを要する料金		
	イ SIM カード切替手数料	本 SIM カード種別を変更する際に、支払いを要		
		する料金		
	ウ SIM カード有償交換手数料	本 SIM カードを再発行する際に、支払いを要す		
		る料金		
	エ MNP 転出手数料	第13条(回線交換サービスの携帯電話・PHS 番		
		号ポータビリティ)の規定に基づく申出をし、そ		
		の承諾を受けたときに支払いを要する料金		
	オ SIM カード準備料	契約の申込みをし、その承諾を受けた後、新たに		
		SIM カードの貸与を受ける際に支払を要する料		
		金(交換・切替の場合を除く)		
(2) SIM カード有償交	本 SIM カードを再発行する場合において、本 SIM カードの初期不良、およびユーザー			
換手数料の適用	の責によらない不良による再発行の際には、SIM カード有償交換手数料は、(1)欄およ			
除外	び2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。			
(3) MNP 転出手数料	携帯電話・PHS 番号ポータビリティが行われなかった場合の MNP 転出手数料は、(1)			
の適用除外	欄および2 (料金額) の規定にかかわらず、			
	適用しません。			
(4) 手続きに関する	弊社は、(1)欄および2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に			
料金の減免	定めるところにより、その料金額を	減免することがあります。		

2 料金額

料金種別	単位	料金額
		次の税込額
(1) 登録事務手数料	1契約ごとに	3,300 円
(2) SIM カード切替手数料	1枚ごとに	3,300 円
(3) SIM カード有償交換手数料	1枚ごとに	3,300 円
(4) MNP 転出手数料	1契約ごとに	2,200 円
(5) SIM カード準備料	1枚ごとに	433 円

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用	ア	契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要します。
	イ	SIM カード追加サービスの提供を受けている場合は、利用している本
		SIM カードの枚数に応じて、2 (料金額) に規定する加算額の支払いを要
		します。

2 料金額

1契約ごとに

区分		単位	料金額(月額)
ユニバーサルサービス料 基本額		1契約ごとに	3 円
	加算額	SIM カード追加サービス 1契約ごとに	3 円

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、 ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

第7 SIM カード損害金

1 適用

SIM カード損害金の適用	本 SIM カードを弊社に返還すべき場合において、弊社が定める期日までに、弊
	社が貸与した本 SIM カードを弊社に返還しない場合、SIM カード損害金の支払
	いを要します。

2 料金額

1枚ごとに 税込額 3,300 円

第8 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用	ア 契約者は、電話リレーサービス料の支払いを要します。
	イ アの定めにかかわらず、料金プランがワイヤレスデータ通信のみの提供
	を受けるプランで、契約者識別番号に「020」から始まる番号が付与された契
	約者については、電話リレーサービス料の支払いを要しないものとします。

2 料金額

区分	単位	料金額(月額)
電話リレーサービス料	1契約ごとに	税込額1円

(注) 電話リレーサービス料は、2025 年 4 月ご利用分から 2026 年 3 月ご利用分までの請求とさせていただきます。

第2表 国際アウトローミング利用料

1 適用

	国際アウトローミング利用料の適用	
(1) 通信の種類	国際アウトローミングにより利用できる通信の種類は、通話モード、64kb/s デジタル通信	
	モード又はショートメッセージ通信モードに限り、さらに、その国際アウトローミングに	
	係る外国の電気通信事業者ごとに異なるものとし、別表7に定めるところによります。	
	(注1)国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、利用する外国の電気通信事業者	
	により異なります。	
	(注2)注1の規定によるほか、国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、通信の	
	状況等により変動します。	
	(注3)国際アウトローミングに係る通信の種類により、その外国の電気通信事業者の営	
	業区域が異なる場合があります。	
(2) 国際アウトロー	ア 国際アウトローミング利用料は、その通信の種類に応じて第15条(回線交換サービ	
ミング利用料の	スにおける国際アウトローミングの利用等)の規定により測定した通信時間、情報量	
適用等	又は通信回数と2(料金額)の規定により算定した額を適用します。	
(3) 国際アウトロー	国際アウトローミング利用料の区分は、別表7に定めるその国際アウトローミングに係る	
ミング利用料の	外国の電気通信事業者のグループおよび別表8に定めるその国際アウトローミングに係	
区分の適用	る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域に応じて適用します。	

2 料金額

※本項に定める料金額と、Xi サービス契約約款に定める料金額とが異なる場合、Xi サービス約款の定めを優先するものとします 2-1 通話モードに係るもの

(1) (2) 以外のもの

区分	在圏する国又は地域の電気	日本の電気通信設備への通	左2欄以外の国又は地域の
	通信設備への通信	信	電気通信設備への通信
		1分までごとに次の料金額	
グループ 1	50 円	125 円	265 円
グループ 2	75 円	175 円	265 円
グループ3	75 円	280 円	280 円
グループ 4	75 円	380 円	380 円
グループ 5	80 円	180 円	280 円
グループ 6	80 円	280 円	280 円
グループ7	80 円	380 円	380 円
グループ8	125 円	140 円	265 円
グループ 9	130 円	380 円	380 円
グループ 10	130 円	580 円	580 円
グループ 11	125 円	380 円	380 円
グループ 12	480 円	880 円	880 円
グループ 13	180 円	480 円	480 円
グループ 14	580 円	980 円	980 円
グループ 15	650 円	650円	650 円

(注) 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区分	料金額	
	1 分までごとに次の料金額	
グループ 1	75 円	
グループ 2	80円	
グループ 3	125 円	
グループ 4 グループ 5 グループ 6	130円	
グループ 5	480円	
グループ 6	150円	
グループ 7		

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

(1) (2) 以外のもの

区分	在圏する国又は地域の電気	日本の電気通信設備への通	左2欄以外の国又は地域の
	通信設備への通信	信	電気通信設備への通信
	1分までごとに次の料金額		
グループ 1	100 円	380 円	380 円
グループ 2	280 円	480 円	480 円
グループ3	100 円	280 円	280 円
グループ 4	210 円	410 円	410 円
グループ 5	280 円	580 円	580 円
グループ 6	280 円	680 円	680 円

(注) 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区分	料金額	
	1 分までごとに次の料金額	
グループ 1	100円	
グループ 2	280 円	
グループ3	-	

2-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信1回ごとに

区分	
下欄以外のもの	100 円
OnAir Switzerland Sarl、AeroMobile AS, および Telenor Maritime AS、AT&T Mobility LLC、	
Landssími Ísland hf. 、Vodafone Malta Limited の船舶に係るもの	

第3表 番号案内料等

1 適用

番号案内料等の適用			
	留り采り付守の週用		
(1) 番号案内接続通信	相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、	番号案内接続通信料は2	

料の適用	(料金額)に規定する額を適用します。	
(2) 番号案内料等免除	番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の問合せ番号等の数、番号案内料等の	
者の取扱い等	支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱い	
	ます。	

2 料金額

番号案内料	1 電話番号等ごとに	税込額 220 円
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気
		通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と
		同額

[※]本項に定める料金額と、Xi サービス契約約款に定める料金額とが異なる場合、Xi サービス約款の定めを優先するものとします

第4表 国際電話サービス料金

第1 通話料

1 適用

通話料の適用		
(1) 通話の種類等	話の種類等 ア 通話には、次の種類があります。	
	種類	内容
	通話モード	主としておおむね3kHz の帯域の音声その他の音響の伝
		送を行うためのもの
	デジタル通信	符号、音声その他の音響又は影像の伝送を行うためのも
	モード	のであって、通話モード以外のもの
(2) 通話先区分の適用	通話料に係る通話先区分に	は、別表9(国際電話サービス取扱地域)に定めるところに
	より適用します。	
(2)の2 本邦とインマ	本邦とインマルサットシ	ステムに係る地球通信局又は特定衛星携帯電話との間で行
ルサットシス	われる通話については、そ	の着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯電話の所在地
テムに係る移	にかかわらず、国際電話が	ナービスに係る通話として取り扱います。
動地球局又は		
特定衛星携帯		
電話との間の		
通話の取扱い		
(3) 平日昼間及びその	ア 平日昼間及びその他と	は、次の時間帯をいいます。
他の料金額の適用	区分	時間帯
	平日昼間	平日(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法
		律(昭和 23 年法律第 178 号)の規定により休日とされ
		た日並びに1月2日及び1月3日をいいます)以外の日
		をいいます)における午前8時から午後7時までの間
	その他	平日昼間を除く全時間帯
	イ 弊社が定める国際通話	5料は、本邦の暦及び時刻によります。

2 料金額

※本項に定める料金額と、Xi サービス契約約款に定める料金額とが異なる場合、Xi サービス約款の定めを優先するものとします 2-1 2-2 以外のもの

2-1-1 通話モードに係るもの

料金種別		料金額	
		30 秒までごとに次の料金額	
	通話先区分	平日昼間	その他
国際通話料	アメリカ1	34円	31 円
	アメリカ 2	111円	60 円
	アメリカ3	148円	109 円
	アジア1	57円	49 円
	アジア2	68円	63 円
	アジア3	148円	98 円
	オセアニア	68円	63 円
	ヨーロッパ	108円	78 円
	アフリカ	180円	120 円
	インマルサットB	250 円	250 円
	インマルサットM	250 円	250 円
	インマルサットミニM	200 円	200 円
	インマルサット Fleet	200 円	200 円
	インマルサットM4	200 円	200 円
	インマルサットBGAN	200 円	200 円
	IsatPhone Pro	200円	200 円
	イリジウム衛星携帯電話	250 円	250 円
	スラーヤ衛星携帯電話	200 円	200 円
	船舶/航空機等	250 円	250 円

2-1-2 デジタル通信モードに係るもの

料金種別		料金額	
	通話先区分	30 秒までごとに次の料金額	
国際通話料	アメリカ	271 円	
	アジア 1	124 円	
	アジア 2	152 円	
	アジア3	265 円	
	オセアニア	152 円	
	ヨーロッパ	203 円	
	アフリカ	316円	

2-2 国際ローミング機能に係るもの

2-2-1 通話モードに係るもの

料金種別		料金額
	通話先区分	1分までごとに次の料金額
国際通話料	アメリカ1	50円
	アメリカ2	100円
	アメリカ3	140円
	アジア1	70円
	アジア 2	80円

アジア3	140円
オセアニア	80円
ヨーロッパ	110円
アフリカ	160 円
船舶/航空機等	650 円

2-2-2 デジタル通信モードに係るもの

料金種別		料金額	
	通話先区分	1分までごとに次の料金額	
国際通話料	アメリカ	440円	
	アジア1	200円	
	アジア 2	250 円	
	アジア3	430円	
	オセアニア	250 円	
	ヨーロッパ	330円	
	アフリカ	510円	

別表1 付加機能サービス

₹1 付加機能サービス 				
種類 提供条件				
1 SIM カード追加サービス (1) 追加できるのは、1 契約につき最大 2	2枚までとします。			
ワイヤレスデータ通信の提供を受けるためまた、追加は契約時のみ可能です。				
の本 SIM カードを追加するサービスをい (2) 本 SIM カードの貸与者は、携帯電話	事業者です。			
います。 (3) 本サービスはハイスピードプランおる	、びハイスピード V			
プランの契約者のみ利用できます。な	お、ライトプランお			
よび+Talk プランの契約者についてに	は、契約時にこのサ			
ービスを申し込んでいる場合に限り、	引き続き利用が可			
能です。				
2 通信中着信機能(キャッチホン)				
通信中に他から着信があることを知らせ、				
その契約者回線に接続されている端末設備				
のボタン操作により、現に通信中の通信(通				
話モードによるものに限ります。以下この				
欄において同じとします)を保留し、次の				
通信を行うことができるようにする機能を				
いいます。				
(1) 他の契約者回線からの着信に応答して通				
信を行った後、再び保留中の通信を行う				
こと。				
(2) 他の契約者回線等へ接続して通信を行っ				
た後、再び保留中の通信を行うこと。	- III / III			
3 自動着信転送機能(転送でんわ) (1) 通信時間は、この機能により転送され				
その契約者回線に着信する通信(通話モー 下「転送先」といいます)に接続して通				
ド又は 64kb/s デジタル通信モードによる た時刻に、発信者の契約者回線とこの				
ものに限ります。以下この欄において同じ る契約者回線との通信およびその契約				
とします)を、あらかじめ指定された他の の通信ができる状態にしたものとして 初始者回り第12 自動的に転送する機能な (2) この機能により転送される選長の割合				
契約者回線等に、自動的に転送する機能を (2) この機能により転送される通信の料金いいます。 能を利用している契約者が支払いを要				
にを利用している契約有が又払いを要	3 3 7 0			
る等通常と異なる利用態様となるとき				
証できないことがあります。	は、旭信加貝で休			
(4) この機能に係る転送先の契約者から、A	との転送される通信			
について間違い通信のため、その転送				
にしてほしい旨の申出がある場合であ				
認めるときは、その転送を中止してい				
ます。	(
(5) この機能により一定時間内にその契約				
れる通信の回数は、弊社が定める数以				
(6) この機能を利用している契約者回線へ				
() () () () () () () () () ()				
┃ ●により転送される通信については	重波か伝わりにく 1			
能により転送される通信については、 い等のため、契約者回線に接続されて				

4 留守番電話および不在案内機能

その契約者回線に着信した通信(通話モードによる通信又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信(3G-324M の通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものに限ります)に限ります)のメッセージの蓄積および蓄積したメッセージの再生又はその契約者回線に着信した通信(通話モードによるものに限ります)に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在等を案内する機能をいいます。

は、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。

- (1) 蓄積したメッセージは、弊社が別に定める時間が経過した後、消去します。
- (2) この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージが消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージの復元はできません。
- (3) 64kb/s デジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、 本サービスの契約者回線又は弊社が別に定める協定事業 者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの通信 (弊社が別に定める場合を除きます)に限り、行うことが できます。
- (4) 64kb/s デジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、この機能の提供を受けている本 SIM カードを装着した移動無線装置に係る在圏地域(在圏地域が確認できないときは、直前に確認できた在圏地域)が、国際アウトローミングに係る営業区域内である場合は、行うことができません。
- (5) メッセージの再生等弊社が別に定める機能の利用のために行った通信(弊社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等からの通信を含みます)に係る料金は、この機能を利用している本サービス契約者が支払うものとします。この場合において、その通信が協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等からの通信であるときは、その通信に関する料金は、弊社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。
- (6) メッセージの再生等弊社が別に定める機能の利用のために、その機能の提供を受けている本サービスの契約者回線から行った通信の料金は、その通信を弊社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。
- (7) この機能を利用している契約者回線への通信については、 電波が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続されて いる移動無線装置が在圏する地域を弊社が確認できない ときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみ なして取り扱います。
- (8) 蓄積できるメッセージの数、1のメッセージの蓄積時間その他の提供条件については、弊社が別に定めるところによります。
- 5 迷惑電話おことわり機能(迷惑電話ストップサービス)

弊社又は協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等(弊社が別に定めるものに限ります)の 契約者識別番号等を登録することにより、

- (1) 本サービス契約者が登録できる契約者識別番号等の数は、 弊社が別に定める数以内とします。
- (2) (1)に規定する数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者識別番号等のうち、最初に登録されたものから順に消去して登録します。
- (3) 弊社は、現に登録されている契約者識別番号等からの着信

登録された契約者識別番号等からの以後の 着信(通話モード又は 64kb/s デジタル通信 モードによるものに限ります。以下この欄 において同じとします) に対しておことわ りする旨の案内を自動的に行う又は切断を 行う機能をいいます。

- に対しておことわりする旨を案内する場合、着信した時 刻から弊社が別に定める時間が経過した後、その通信を 打ち切ります。
- (4)(3)に規定する通信に関する料金は、契約者が、支払っていただきます。
- (5) 弊社は、弊社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録されている契約者識別番号等を消去することがあります。
- (6) 弊社は、現に登録されている契約者識別番号等からの着信 に対しておことわりする旨の案内を行うこと又は切断を 行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- (7) 契約者識別番号等の登録方法その他の提供条件については、弊社が別に定めるところによります。

6 国際ローミング機能

本 SIM カードを装着した移動無線装置が、 国際アウトローミングに係る営業区域に在 圏していることを確認し、その契約者回線 に着信(通話モード、64kb/s デジタル通信 モード、又はショートメッセージ通信モー ドによるものに限ります)があった場合に は、その通信をその国際アウトローミング に係る電気通信回線へ転送する機能をいい ます。

- (1) 国際アウトローミングに係る電気通信回線への転送は、弊社が提供する国際電話サービスを利用して行います。
- (2) この機能の利用に係る通信の料金については、発信者の契約者回線からこの機能を利用している本サービスの契約者回線への通信(弊社がその直前に確認できた日本国内の地域に在圏するものとみなして取り扱います)と、その契約者回線から弊社が提供する国際電話サービスを利用して行った国際アウトローミングに係る電気通信回線への通信があったものとみなして取り扱います。

7 チャージサービス

別紙料金表第 1 表第 1 (基本使用料)に定めるライトプラン、エントリープラン、ハイスピードプラン、ハイスピード V プラン、+ Talk V プラン、 V である通信において、弊社の定める通信データ量までの通信を利用するサービスをいいます。

(1) チャージには、以下の種別があります。

チャージ名称	利用可能通信データ量
チャージ(100MB)	100MB
チャージ(500MB)	500MB
チャージ(1GB)	1GB

- (2) チャージの利用期限は、チャージした日を含む料金月の 3 か月後の末日までとします。
- (3) チャージ利用可能通信データ量が残っている場合でも、 利用期限を過ぎたものについては、一切の利用権利を失います。
- (4) 削除

別表 2 本サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合 すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件	
本サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)	

別表3 新聞社等の基準

区別	技術基準及び技術的条件
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社

		(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、 あまねく発売されること。	
		(2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。	
2	放送事業者	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法(昭和 47 年法律第 114 号)第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者	
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、 又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます)をいいます) を供給することを主な目的とする通信社	

別表4 通信の優先的取扱いに係る機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別表4に定める基準に該当する新聞社等の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

別表 5 他社相互接続通信に係る協定事業者

1	固定電気通信事	2から4以外の電気通信事業者
	業者	
2	PHS事業者	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを
		提供する協定事業者
3	携带電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを
		提供する協定事業者
4	国際電気通信事	国際電話等役務を提供する電気通信事業者
	業者等	

[※]注)弊社は他社相互接続通信に係る協定事業者名を、弊社が指定する本サービス取扱所において閲覧に供します。

別表6 相互接続通信の料金の取扱い

- 1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの
- (1) (2) 以外のもの

接続形態	料金の取扱い等

1	発信側の電気通信設備	料金設定事業者
1	: 弊社の契約者回線	:弊社
	・笄仏の矢利有凹縁	,
	光层侧。最与区层孔供	料金を請求する事業者
	着信側の電気通信設備	・弊社
	:携帯電話事業者に係る電気通信設備	料金の支払いを要する者
		:その通信の発信に係る契約者回線の契約者
		料金に関するその他の取扱い
		:この規約に定めるところによります。
2	発信側の電気通信設備	料金設定事業者
	:携帯電話事業者に係る電気通信設備	:携带自動車電話事業者
		料金を請求する事業者
	着信側の電気通信設備	:携带自動車電話事業者
	:弊社の契約者回線	料金の支払いを要する者
		:携帯電話事業者の契約約款に規定する者
		料金に関するその他の取扱い
		:その携帯電話事業者の契約約款に定めるところによ
		ります。
3	発信側の電気通信設備	料金設定事業者
	: 弊社の契約者回線	: 弊社
		料金を請求する事業者
	着信側の電気通信設備	: 弊社
	:固定電気通信事業者に係る電気通信設備	料金の支払いを要する者
		: その通信の発信に係る契約者回線の契約者
		料金に関するその他の取扱い
		:この規約に定めるところによります。
4	発信側の電気通信設備	料金設定事業者
	:固定電気通信事業者に係る電気通信設備	: 弊社又は固定電気通信事業者
		料金を請求する事業者
	着信側の電気通信設備	: 固定電気通信事業者
	: 弊社の契約者回線等	料金の支払いを要する者
		: その固定電気通信事業者の契約約款に規定する者
		料金に関するその他の取扱い
		: その固定電気通信事業者の契約約款に定めるところ
		によります。
5	発信側の電気通信設備	料金設定事業者
	: 弊社の契約者回線	: 弊社
		料金を請求する事業者
	着信側の電気通信設備	: 弊社
	:PHS事業者に係る電気通信設備	料金の支払いを要する者
		: その通信の発信に係る契約者回線の契約者
		料金に関するその他の取扱い
		:この規約に定めるところによります。
6	発信側の電気通信設備	料金設定事業者
	:PHS事業者に係る電気通信設備	: PHS事業者
		料金を請求する事業者
	着信側の電気通信設備	: PHS事業者

: 弊社の契約者回線	料金の支払いを要する者
	: そのPHS事業者の契約約款に規定する者
	料金に関するその他の取扱い
	:そのPHS事業者の契約約款に定めるところにより
	ます。

(2) 本邦外との間に係る相互接続通信(弊社が提供する国際電話サービスに係るものを除きます) その通話と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者がその契約約款において 定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約 約款に定めるところによります。

2 1以外のもの

- (1) (2) 以外のもの
 - ア 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き弊社が定めることとします。
 - イ 契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。
 - ウ 他社契約者回線又は公衆電話の電話機等から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者が支払いを要します。ただし、通信の料金を着信のあった契約者回線の契約者に課金する取扱いを受けた場合の相互接続通信については、その着信のあった契約者回線の契約者が支払いを要することとなります。
- (2) データ通信モードによる相互接続通信 契約者回線との間の通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。

別表7 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

※本表に記載の内容と、Xi サービス契約約款に記載の「データ通信モード」に関する部分以外の内容が異なる場合、Xi サービス契約約款に記載の内容を優先するものとします

1 2以外のもの

■南・北アメリカ地方

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る		
		ものを除きます	-) に係るグルー	
		通話モード		セージ通信モ
		-	ド	— F
アメリカ合衆国	AT&T Mobility LLC	8	_	O
	Limitless Mobile,LLC	8	_	0
	T-Mobile USA,Inc.	8	_	0
	Commnet Wireless LLC	8	_	\triangle
	Verizon Wireless	8	_	0
アルゼンチン共	Telecom Personal S.A.	5	_	0

和国	Tolofonica Mariles Argentina SA	5	_	0
和国	Telefonica Moviles Argentina SA			
))»)-h-1.	AMX Argentina S.A.	5	_	0
ウルグアイ東方	Administracion Nacional de	5	_	0
共和国	Telecomunicaciones			
	Telefónica Móviles del Uruguay S.A	5	_	0
英領ケイマン諸	Cable & Wireless (West Indies)	6	_	0
島				
英領バージン諸	Caribbean Cellular Telephone Limited	6	_	0
島				
エルサルバドル	CTE TELECOM PERSONAL,S.A.DE	9	_	0
共和国	C.V.			
	Telefónica Móviles El Salvador, S.A. de	9	_	0
	C.V.,			
ガイアナ共和国	GUYANA TELEPHONE AND	6	_	0
	TELEGRAPH Company Limited			
カナダ	TELUS Communications Company	8	_	0
	BELL MOBILITY INC.,	8	_	0
	Rogers Communications Canada Inc.	8	_	0
	Saskatchewan Telecommunications	8	_	0
キューバ共和国	Unidad de Negocios Movil ETECSA	7	_	0
グアテマラ共和	Servicios de Comunicaciones Personales	9	_	0
国	Inalambricas,S.A.			
	Telefónica Móviles Guatemala, S.A.	9	_	0
グアドループ	ORANGE CARAIBE	6	_	0
島・マルティニ				
ク・仏領ギアナ				
グアム	DOCOMO PACIFIC, INC.	5	_	0
	Teleguam Holdings, LLC.	5	_	0
	PTI Pacifica,Inc.	5	_	0
コスタリカ共和	INSTITUTO COSTARRICENSE DE	5	_	0
国	ELECTRICIDAD			
I	CLARO CR TELECOMUNICACIONES,	5	_	0
	S.A.			
	Telefonica de Costa Rica TC, S.A.	5	_	0
コロンビア共和	COLOMBIA MOVIL S.A. E.S.P	6	_	0
国	Colombia Telecomunicaticiones S.A. ESP	6		0
쁘	Comunicación Celular, S.A.	6		0
V1 - 1 -		_		
ジャマイカ	Digicel (Jamaica) Limited	6	_	0
		ただしエルサ		
		ルバドル共和		
		国での利用は		
2 N 41-4-1-	T. I DOCT I	9		
チリ共和国	Entel PCS Telecomunicaciones S.A.	6	_	0
	TELEFONICA MOVILES CHILE S.A.	6	_	0
ドミニカ共和国	ALTICE HISPANIOLA, S.A.	7	_	0
	Compañia Dominicana de Telefonos, S.A.	7	_	0

	T			1
トリニダード・ トバゴ共和国	Telecommunications Services of Trinidad and Tobago Ltd.,	6	_	0
ニカラグア共和	TELEFONIA CELULAR DE	10	_	0
	NICARAGUA S.A			
パナマ共和国	Cable & Wireless Panama, S.A.	6	_	0
ハノマ共和国		6	_	0
» 🖃	Telefónica Móviles Panamá, S.A.		_	_
バハマ国	THE BAHAMAS	10	_	0
	TELECOMMUNICATIONS COMPANY			
	LTD.			_
バミューダ諸島	Bermuda Digital Communications Ltd.	6	_	0
パラグアイ共和	HOLA PARAGUAY S.A.	6	_	0
玉	Nucleo S.A.	6	_	0
フォークランド	Cable & Wireless South Atlantic Limited	9	_	0
諸島				
仏領サン・マル	Dauphin Telecom	6	_	0
タン				
ブラジル連邦共	TELEFÔNICA BRASIL S/A	6	_	0
和国	Oi Movel S.A.S.A.	6	_	0
	TIM CELULAR S.A.	6	4	0
ベリーズ	Belize Telecommunications Limited	10	_	0
ベネズエラ・ボ	CORPORACION DIGITEL, C.A	9	_	0
リバル共和国	Telecomunicaciones Movilnet, C.A.	9	_	0
ペルー共和国	AMERICA MOVIL PERU S.A.C.,	6	_	0
	Telefónica del Perú S.A.A.	6	_	0
ボリビア多民族	ENTEL S.A.	6	_	0
玉	NUEVATEL PCS DE BOLIVIA S.A.	6	_	0
ホンジュラス共	SERVICIOS DE COMUNICATIONES	9	_	0
和国	DE HONDURAS, S.A DE C.V.			
	Telefónica Celular S.A. (CELTEL)	9	_	0
メキシコ合衆国	PEGASO PCS S.A. de C.V.	7 ただしエ	_	0
		クアドルでの		
		利用は9		
	Radiomóvil DispaS.A. de C.V. Telcel	7 ただし、	_	0
	Radioillovii Dispas.A. de C.v. Teicel	ブラジル連邦		
		共和国での利		
		用は6、二カ		
		ラグア共和国		
		での利用は		
		10		

■アジア地方

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミ
		ング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デ
		ジタル通信モードにより国際アウトローミン
		グに係る電気通信回線へ着信する通信に係る

		ものを除きます)に係るグループ		
			64kb/s デジ	
		通話モード	タル通信モー	
				— F
アフガニスタ	Afghan Wireless Communication	7	_	0
ン・イスラム共	Company			
和国	Telecom Development Company	7	_	0
	Afghanistan, Corporation			
アラブ首長国連	EMIRATES INTEGRATED	5	5	0
邦	TELECOMMUNICATIONS			
	COMPANY, PJSC			
	EMIRATES TELECOMMUNICATIONS	5	5	0
	CORPORATION			
イエメン共和国	Spacetel Yemen	5	_	0
	Y - Telecom,	5	_	0
イスラエル国	Cellcom Israel Ltd.	7	5	0
	Partner Communications Company Ltd.	7	△5	0
	Pelephone Communications Ltd.,	7	_	0
イラク共和国	Mtc Atheer Telecom Iraq Limited	6	_	0
	Korek Telecom	6	_	0
イラン・イスラ	MTN Irancell	△5	_	Δ
ム共和国	Mobile Company of Iran	5	_	0
	Rafsajan Industrial Complex(Coop)	5	_	0
インド	Aircel Limited, Aircel Cellular Limited &	△5	_	Δ
	Dishnet Wireless Limited			
	IDEA Cellular Limited	5	_	0
	Tata TeleServices Limited	5	△5	0
	Bharti Airtel Ltd.	5	_	0
	Bharti Hexacom Ltd.			
	Bharat Sanchar Nigam Limited	5	_	0
	Vodafone Mobile Services Limited	5	_	0
	Vodafone India Limited	5	_	0
	Reliance Telecom Limited,	5	_	0
インドネシア共	PT Indosat Tbk	4	2	0
和国	PT XL Axiata Tbk.	4	_	0
	PT Telekomunikasi Selular	4	2	0
	PT Hutchison 3 Indonesia	4	_	0
オマーン国	Omani Qatari Telecommunications	5	_	0
	Company S.A.O.G.			
	Oman Telecommunications Company	5	_	0
	S.A.O.G.			
カタール国	Ooredoo Q.S.C.	5	5	0
	Vodafone Qatar Q.S.C.	5	_	0
カンボジア王国	CamGSM Company Limited.	4	_	0
<u> </u>	· ′	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

		T .	<u> </u>	
	Cambodia Advance Communications Co.,	4	_	0
	Ltd.			
	Smart Axiata Co.,Ltd	4	_	0
	VIETTEL (CAMBODIA) PTE. LTD	4	_	0
クウェート国	Kuwait Telecommunication Company	7	_	0
	(K.S.C),			
	Mobile Telecommunications Company	7	_	0
	(KSC)			
サウジアラビア	Etihad Etisalat Company	5	△5	0
王国	Saudi Telecom Company	5	$\triangle 5$	0
	Mobile Telecommunications Company	5	△5	0
	Saudi Arabia			
シリア・アラブ	Areeba Syria	7	_	0
共和国	Syriatel Mobile Telecom S.A.	△7	_	Δ
シンガポール共	SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.	2	3	0
和国	StarHub Mobile Pte Ltd,	2	3	0
	M1 Limited	2	3	0
スリランカ民主	DIALOG AXIATA PLC	7	2	0
社会主義共和国	Etisalat Lanka (Private) Limited	7	_	0
	Mobitel Private Limited,	7	2	0
	Hutchison Telecommunications Lanka	7	_	0
	Pvt Ltd			
タイ王国	True Move H Universal Communication	2	_	0
	Co., Ltd.			
	Total Access Communication Public	2	_	0
	Company Limited			
	ADVANCED WIRELESS NETWORK	2	_	0
	COMPANY LIMITED			
	dtac Trinet Co.,Ltd	2	_	0
大韓民国	SK Telecom Co.,Ltd.	1	4	0
八种八国	KT Corporation	1	4	0
ム跡		2	3	
台湾	Taiwan Star Telecom Corporation Limited	<u></u>		0
	Taiwan Mobile Co., Ltd.	2	3	0
		2	3	
	Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,			0
1.#1.01.40	Far Easton Telecommunications Co.,Ltd	2	3	0
中華人民共和国	China Mobile Communications	2	_	0
	Corporation		_	
	China United Telecommunications	2	5	0
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	Corporation	_		
ネパール連邦民	Ncell PRIVATE LIMITED	5	_	0
主共和国	Nepal Telecommunication Corporation	5	_	0
パキスタン・イ	Pakistan Mobile Communications	5	_	0
スラム共和国	Limited	1]	
ヘノム共和国	Pak Telecom Mobile Limited	5	_	0

	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	$\triangle 5$	T	Δ
 パレスチナ自治	Palestine Cellular Communication Ltd	10	_	0
政府	Wataniya Palestine Mobile	10		0
	Telecommunication Company	10		
バーレーン王国	Bahrain Telecommunication Company	5		0
ハーレーノ工国	VIVA BAHRAIN	5		0
バングラデシュ			_	
	Robi Axiata Limited	5	_	0
人民共和国	GrameenPhone Limited	5	_	0
東ティモール民	Timor Telecom	7	_	0
主共和国	Telecomunikasi Indonesia	7	_	0
	Internasional,S.A			_
フィリピン共和	GLOBE TELECOM,INC.	2	1	0
国	SMART Communications,Inc.,	2	1	0
	Digital Telecommunications	2	_	0
	Philippines,Inc.			
ブータン王国	Tashi InfoComm Ltd	6	_	0
	B-Mobile	6	_	0
ブルネイ・ダル	DST Communications Sdn. Bhd.	6	_	0
サラーム国	PROGRESIF CELLULAR SDN BHD	6	1	0
ベトナム社会主	Viettel Group	3	△3	0
義共和国	VNPT International	3	_	0
	MobiFone Corporation	3	△3	0
	VIETNAMOBILE	3	_	0
	TELECOMMUNICATIONS JOINT			
	STOCK COMPANY			
香港	Hong Kong Telecommunications (HKT)	2	1	0
	Limited			
	SmarTone Mobile Communications	2	1	0
	Limited			
	Hutchison Telephone Co.Ltd.	2	1	0
	China Mobile Hong Kong Company	2	_	0
	Limited			
マカオ	Companhia de Telecomunicacoes de	2	1	0
	Macau S.A.R.L.			
	Hutchison Telephone (Macau) Company	2	1	0
	Limited			
	SMARTONE-COMUNICAÇÓES	2	_	0
	MOVEIS,S.A.			
マレーシア	Celcom Axiata Berhad	2	3	0
	DIGI TELECOMMUNICATIONS SDN	2	_	0
	BHD,			
	Maxis Broadband Sdn. Bhd.	2	3	0
	U Mobile Sdn Bhd	2	3	0
これソー 実担			3	
ミャンマー連邦	Myanma Posts and Telecommunications	6	_	0
共和国	TELENOR MYANMAR	6	_	0
	Ooredoo Myanmar Limited	6	_	0

モルディブ共和	Dhivehi Raajjeyge Gulhun plc	7	_	0
玉	Ooredoo Maldives Pvt Ltd	7	_	0
モンゴル国	MobiCom Corporation	7	_	0
	Unitel LLC	7	_	0
ヨルダン・ハシ	Jordan Mobile Telephone Services Co.	6	_	0
エミット王国	Ltd.,			
	Petra Jordanian Mobile	6	_	0
	Telecommunication Company Ltd.			
ラオス人民民主	Lao Telecommunications,	6	_	0
共和国	ETL Public Company	6	_	0
	Star Telecom Co.Ltd.	6	_	\triangle
レバノン共和国	Mobile Interim Company No.2 SAL	6	_	0
	Mobile Interim Company 1 SAL	6	_	0

■オセアニア地方

	古业力	イルロ - とっつ!	三。任無刀 20日間	ж -
地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミ		
		ング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デ		
		ジタル通信モードにより国際アウトローミン		
		グに係る電気道	通信回線へ着信っ	よる通信に係る かんしゅう
		ものを除きます	-) に係るグルー	プ
			64kb/s デジ	ショートメッ
		通話モード	タル通信モー	セージ通信モ
			ド	ード
オーストラリア	Optus Mobile Pty Ltd.	5	3	0
連邦	Telstra Corporation Limited	5	3	0
	Vodafone Huthison Australia Pty	5	_	0
	Limited			
クック諸島	Telecom Cook Islands Limited	13	_	0
ソロモン諸島	Bemobile (solomon Islans) Limited	9	_	0
	Solomon Telekom Company Ltd	9	_	0
ニューカレドニ	OPT New Caledonia	6	_	0
ア				
ニュージーラン	Two Degrees Mobile Limited	5	2	0
F	Spark New Zealand Trading Limited	5	_	0
	Vodafone New Zealand Limited	5	2	0
バヌアツ共和国	Telecom Vanuatu Limited	7	_	0
パプアニューギ	BLACK DOLPHIN Limited	10	_	0
ニア独立国	Digicel (PNG) Ltd,	10 ただしフ	_	0
		ィジー共和国		
		及びナウル共		
		和国での利用		
		は 5、サモア		
		独立国での利		
		用は 6、バヌ		
		アツ共和国及		
		, , 八阳田风		

		びトンガ王国		
		での利用は7		
パラオ共和国	Palau National Communications	12	_	0
	Corporation			
フィジー共和国	Vodafone Fiji Limited	5	_	0
仏領ポリネシア	Tikiphone S.A.S.	5	_	0
	Pacific Mobile Telecom	5		0
米領サモア	bluesky Communications	△9	_	\triangle
ミクロネシア連	FSM Telecommunications Corporation	9	_	0
邦				

■ヨーロッパ地方

地域	事業者名	ング利用料のD ジタル通信モー グに係る電気流	言の種類及び国際 区分(通話モード ードにより国際で 通信回線へ着信で)に係るグルー 64kb/s デジ タル通信モー ド	又は 64kb/s デ アウトローミン する通信に係る プ ショートメッ
アイスランド共	Nova ehf.	5	_	0
和国	Landssími Íslands hf.	5	$\triangle 2$	0
アイルランド	Three Ireland Services (Hutchison) Limited	6	_	0
	Vodafone Ireland	6	_	Δ
	Hutchison 3G Ireland Limited	6	-	0
	Meteor Mobile Communications	6	_	0
アゼルバイジャ	Azercell Telecom LLC	7	_	0
ン共和国	"Bakcell" LLC	7	_	0
アルバニア共和	Telekom Albania Sh. A	7	_	0
玉	Vodafone Albania	7	_	0
アルメニア共和国	MTS Armenia CJSC	13	_	0
アンドラ公国	Andorra Telecom, S. A. U	9	△5	0
イタリア共和国	WIND Telecomunicazioni S.p.A	6	2	0
	Telecom Italia S.p.A.	6	2	0
	Vodafone Omnitel N.V.	6	2	0
	H3G SpA	6	_	0
ウクライナ	MTS Ukraine	7	_	0
	Kyivstar JSC	7	_	0
	lifecell LLC	△7	_	\triangle
ウズベキスタン	Unitel LLC	7	_	0
共和国	FE COSCOM LLC	7	_	0
英国(グレート	Everything Everywhere Limited	5	2	0
ブリテン及び北	Telefónica UK Limited	5	2	0

アイルランド連	Hutchison 3G UK Ltd	5	2	0
カイルノンド度 合王国)	Vodafone Limited	5	2	0
		9		
英領ジブラルタ	Gibtelecom	9	_	0
ル	T. I. E. CAC	7	2	
エストニア共和	Telia Eesti AS	7		0
国	Elisa Eesti AS	7	△2	0
オーストリア共	T-Mobile Austria GmbH,	5	2	0
和国	Hutchison Drei Austria GmbH	5	-	0
	A1 Telekom Austria AG	5	2	0
オランダ王国	KPN B.V.	5	2	0
	T-mobile Netherlands BV,	5	2	0
	Vodafone Libertel B.V.	5	2	0
ガーンジー	Sure (Gernsey) Limited	5 ただしア	_	0
		センション島		
		/セントヘレ		
		ナ島での利用		
		は 13		
カザフスタン共	KaR-Tel LLC,	7	_	0
和国	Kcell Joint Stock Company	7	_	0
キプロス共和国	Cyprus Telecommunication Authority	5	2	0
	MTN Ltd.	5	_	0
ギリシャ共和国	COSMOTE Mobile Telecommunications	5	$\triangle 2$	0
	S.A.			
	WIND HELLAS	5	2	0
	TELECOMMUNICATIONS S.A.			
	Vodafone-Panafon S.A.	5	$\triangle 2$	0
キルギス共和国	Sky Mobile LLC.	7	_	0
	Closed Joint-Stock Company Alfa	7	_	0
	Telecom			
グリーンランド	TELE Greenland A/S	6	_	0
クロアチア共和	Croatian Telecom Inc.	7	2	0
国	VIPnet d.o.o.	7	$\triangle 2$	0
ジャージー	JT (Jersey) Limited	5	_	0
ジョージア	Geocell Ltd.	6	_	0
	Magticom Ltd.,	6	_	0
スイス連邦	Salt Mobile SA	5	2	0
	Sunrise Communications AG	5	_	0
	Swisscom Ltd	5	$\triangle 2$	0
スウェーデン王	Telia Sverige AB	5	2	0
国	Tele2 Sverige AB,	5 ただし、エ	2	0
		ストニア共和		
		国/リトアニ		
		ア共和国/カ		
		ザフスタン共		
		和国での利用		
		•	•	•

		は 7、ラトビ		
		ア共和国での		
		利用は6		
	Trac v		0	
	Hi3G Access AB	5	2	0
スペイン	Orange Espagne,S.A.,sociedad	5	2	0
	unipersonal			
	TELEFÓNICA MÓVILES ESPAÑA,	5	2	0
	S.A.			_
	Vodafone España,S.A.U.	5	2	0
スロバキア共和	Slovak Telekom,a.s.	5	2	0
国	Orange Slovensko a.s.	5	$\triangle 2$	0
	O2 Slovakia, s.r.o.	5	_	0
スロベニア共和	A1 Slovenija, d.d.	6	2	0
国	Telekom Sloveni je, d.d.	6	2	0
	Telemach širokopasovne komunikacije,	6	_	0
	d.o.o.			
セルビア共和国	Telenor d.o.o	7	_	0
	Telekom Srbi ja a.d.	7	_	0
	VIP mobile d.o.o.	7	_	0
タジキスタン共	Babilon-Mobile	7	△5	0
和国	Indigo Tajikistan CJSC,on behalf of	7	_	0
	Somoncom JV CJSC			
チェコ共和国	T-Mobile Czech Republic a.s.,	6	_	0
	O2 Czech Republic, a.s.	6	△2	0
	Vodafone Czech Republic a.s.	6	_	0
デンマーク王国	Telenor A/S	5	_	0
	TDC Mobil A/S	5	2	0
	Telia Danmark, Branch of Telia	5	_	0
	Náttjánster Norden AB, Sweden			
ドイツ連邦共和	Telefonica Germany GmbH & Co. OHG	5	$\triangle 2$	0
国	Telekom Deutschland GmbH	5	2	0
	Vodafone D2 GmbH	5	2	0
トルコ共和国	AVEA İletişim HizmetleriA.S.	5	_	0
NIII	TURKCELL Iletisim Hizmetleri A.S.	5	5	0
	Vodafone Telekomunikasyon A.S.	5	_	0
トルクメニスタ	Economy Society "MTS-Turkmenistan"	12	_	0
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	Altyn Asyr TMCell Turkmenistan	12	_	0
ノルウェー王国	TELENOR NORGE AS	5	2	0
	Telia Norge AS	5	_	0
ハンガリー	Telenor Magyarorszag Zrt.	5	2	0
7 · 7 // y · -		5	2	0
	Vodafone Hungary Ltd.		2	
	Magyar Telekom Telecommunications	5		0
9 , V. E W. H.	Public Limited Company			
フィンランド共	Elisa Corporation	5	_ ^ 0	0
和国	TeliaSonera Finland Oyj	5	$\triangle 2$	0

	DNA Ltd	5	2	0
フェロー諸島	Faroese Telecom A/S	5	2	0
フェロー語場		5	2	0
ノノマク共和国	Orange		2	
	Société Française du Radiotélephon –	5	_	0
	SFR	-	0	
	Bouygues Telecom	5	2	0
ブルガリア共和	Telenor Bulgaria EAD	6	_	0
国	MobilTel EAD	6	5	0
ベラルーシ共和	Unitary enterprise velcom	7	_	0
国	Limited Liability Company Mobile	7	_	0
	TeleSystems			
ベルギー王国	Tlenet Group BVBA	5	_	0
	Proximus PLC	5	2	0
	ORANGE Belgium nv/SA	5	2	0
ポーランド共和	P4 sp z.o.o	6	_	0
国	Polkomtel Sp.z o.o.	6	2	0
	T-Mobile Polska Spólka Akcyjna	6	2	0
	Orange Polska S.A.	6	_	0
ボスニア・ヘル	BH TELECOM, Joint Stock Company,	7	_	0
ツェゴビナ	Sarajevo			
	RS TELECOMMUNICATIONS Joint	7	_	0
	Stock Company Ban ja Luka MOBI' S			
ポルトガル共和	NOS Comunicações,S.A.	6	2	0
国	MEO-Serviços de Comunicações e	6	2	0
	Multimédia, S.A.			
	Vodafone Portugal - Comunicacoes	6	_	0
	Pessoais S.A.			
マケドニア旧ユ	one.Vip DOO Skopje	6	_	0
ーゴスラビア共	1 17			
和国				
マルタ共和国	Vodafone Malta Limited	7	_	0
, , , , , ,	MOBISLE COMMUNICATIONS	7	$\triangle 6$	0
	LIMITED			
マン島	Manx Telecom	5	_	0
モナコ公国	Monaco Telecom	△5	_	Δ
モルドバ共和国	ORANGE MOLDOVA S.A.	6	_	0
モンテネグロ	Drustvo za telekomunikaci je MTEL d.o.o	7	△2	0
	Telenor Ilc, Montenegro	<i>1</i>	_	Δ
ラトビア共和国	Latovijas Mobilais Telefons SIA	6		0
リトアニア共和	OMNITEL Telecommunication Networks	7		0
リトアニア共和	Owning EL Telecommunication Networks	(
ルーマニア	Orange Romania S.A	7	5	0
	Vodafone Romania S.A.	7	5	0
ルクセンブルク	TANGO SA.	5	2	0
大公国	POST Luxembourg	5	<u>-</u>	0
/,51	1 001 Buxemoung	<u> </u>		

ロシア	Limited Liability Company < <t2< th=""><th>7</th><th>_</th><th>0</th></t2<>	7	_	0
	Mobile>>			
	Public Joint Stock Company "Vimpel-	7	_	0
	Communications"			
	MegaFon, Public Joint Stock Company	7	$\triangle 2$	0
	Mobile TeleSystems Public Joint Stock	7	$\triangle 2$	0
	Company			
	Tvoi Mobil'nye Tekhnologii Limited	7	_	0
	liability company			

■アフリカ地方

地域	市类之分	利用べきで国	三の毎類及び国際	奴マウしゅ。こ
地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デ		
			ジタル通信モードにより国際アウトローミン グに係る電気通信回線へ着信する通信に係る	
		ものを除さます	ト) に係るグルー	
) 7 =7 - 11	64kb/s デジ	
		通話モード	タル通信モー	
7. 11. 11. 11. 11.	ATTIM MODILIO AL		F	- F
アルジェリア民	ATM MOBILIS Algerie	6	_	0
主人民共和国	Telecom mobile			
	OPTIMUM TELECOM ALGERIE Spa	6	_	0
アンゴラ共和国	Unitel SA,	9	_	0
	MOVICEL TELECOMUNICACOES S.A.	9	_	0
ウガンダ共和国	Airtel Uganda Ltd	6	_	0
エジプト・アラ	The Egyptian Company for Mobile Service	6	$\triangle 6$	0
ブ共和国	Etisalat Misr	6	6	0
	Orange Egypt for Telecommunications	6	6	0
エチオピア連邦	Ethio Telecom	7	_	0
民主共和国				
ガーナ共和国	Scancom Limited	5	_	0
	Ghana Telecommunications Company Ltd	5	_	0
カーボヴェルデ	CVMovel, S.A.	13	_	0
共和国				
ガボン共和国	Celtel Gabon S.A.	6	_	0
	LIBERTIS GABON	\triangle 6	_	\triangle
カメルーン共和	MTN Cameroon	13	_	0
玉				
ガンビア共和国	Africell (Gambia) Ltd.	13	_	0
	QCell Limited	13	_	0
ギニア共和国	Areeba Guinee S.A.	7	_	0
	Orange Guinee SA	7	_	0
ギニアビサウ共	Spacetel (MTN) Guinea Bissau	13	_	0
和国	-			
ケニア共和国	Safaricom Limited	7	_	0
			<u> </u>	<u> </u>

		_	I	
	Airtel Networks Kenya Limited	7	_	0
	Telkom Kenya Limited	7	_	0
コートジボワー	Orange Côte d'Ivoire S.A.	9	_	0
ル共和国	MTN Côte d'Ivoire S.A.	9	_	0
コモロ連合	Société Nationale des	$\triangle 10$	_	\triangle
	Télécommunications			
コンゴ共和国	airtel Congo S.A.	9	_	0
コンゴ民主共和	Celtel Congo (RDC) SARL	9	_	0
国				
サントメ・プリ	Companhia Santomense de	7	_	0
ンシペ民主共和	Telecomunicacoes, S.A.R.L.,			
国				
ザンビア共和国	Celtel Zambia Limited,	7	_	0
シエラレオネ共	Airtel (SL) Limited	6	_	0
和国	Africell-Lintel(SL)Ltd.	6	_	0
ジブチ共和国	Djibouti Telecom	7	_	0
ジンバブエ共和	Econet Wireless	10	_	0
国	Telecel Zimbabwe (pvt)Ltd	10	_	0
スーダン共和国	SUDANESE MOBILE TELEPHONE	6	_	0
7. 7. Alle	CO. LTD	· ·		
スワジランド王	Swazi MTN Limited	5	_	0
	owazi Milit Zimica			
赤道ギニア共和	GREEN COM S.A.	11	_	0
国	GREEN COM S.M.	11		
セーシェル共和	Cable and Wireless (Seychelles) Ltd	△7		Δ
国	Cable and wheless (Seyenenes) Ltd			
セネガル共和国	Sonatel Mobiles	6		0
[[] [] [] [] [] []		6	_	0
タンザニア連合	SENTELgsm S.A.			0
	Vodacom Tanzania Limited	7	_	
共和国	Mic Tanzania Ltd	7	_	0
チャド共和国	Celtel Tchad S.A.	13	_	0
	Millicom Tchad S.A.	13	_	0
中央アフリカ共	Orange Centrafrique	5	_	0
和国				
チュニジア共和	Ooredoo Tunisie SA	5	_	0
国	Tunisie Telecom	5	_	0
	Orange Tunisie	5	_	0
トーゴ共和国	TOGO CELLULAIRE	6	_	0
ナイジェリア連	Glo Mobile Limeted,	5	_	0
邦共和国	MTN Nigeria Communications Limited	5	_	0
ナミビア共和国	Mobile Telecommunications Limited	6	_	0
ニジェール共和	Celtel Niger S.A.	7	_	0
国				
ブルキナファソ	Bharti Airtel Burkina Faso S.A.	9	_	0
	Office National des Telecommunications	△ 9	_	\triangle
L	i	1	1	1

ブルンジ共和国	Econet Wireless Burundi S.A.	7	_	0
ベナン共和国	Spacetel Benin S.A.	14	_	0
ボツワナ共和国	Orange (Botswana) (Pty) Ltd	7	_	0
	MASCOM WIRELESS (Pty) Ltd	7	_	0
マダガスカル共	Orange Madagascar	7	_	0
和国	Telma Mobile S.A.	7	_	0
マラウイ共和国	Airtel Malawi Limited	6	_	0
マリ共和国	Orange Mali S.A.	13	_	0
	Malitel SA	13	_	0
南アフリカ共和	Cell C (Pty) Ltd	5	_	0
国	Vodacom (Pty) Ltd	5	_	0
	Mobile Telephone Networks (Pty) Ltd	5	2	0
南スーダン共和	MTN, South Sudan	6	_	0
国	Sudanese Mobile Telephone Co.	$\triangle 6$	_	\triangle
モーリシャス共	Emtel Limited	6	1	0
和国	MAHANAGAR	6	_	0
	TELEPHONE(MAURITIUS)LIMITED			
モーリタニア・	Mauritel Mobiles	7	_	0
イスラム共和国				
モザンビーク共	VM,SA	6	_	0
和国				
モロッコ王国	ITISSALAT AL MAGHRIB S.A	6	5	0
	Orange Maroc	6	_	0
	WANA CORPORATE	6	_	0
リビア	Libyana Mobile Phone	7	_	0
リベリア共和国	Cellcom Telecommunications Inc.	9	_	0
ルワンダ共和国	MTN RWANDA CELL	6	_	0
	TIGO RWANDA LTD.	6	_	0
レソト王国	Vodacom Lesotho (Pty) Ltd	7		0
レユニオン島	Orange Reunion	6	_	0
	OUTREMER TELECOM	6	_	0
M. I				

備考 上記の国際アウトローミングに係る電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。

2 船舶/航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	ング利用料の区ジタル通信モ-	言の種類及び国際 区分(通話モード ードにより国際で 通信回線へ着信で	又は 64kb/s デ アウトローミン
		ものを除きます	-) に係るグルー	プ
			64kb/s デジ	ショートメッ
		通話モード	タル通信モー	セージ通信モ
			F	− F
船舶/航空機等	OnAir Switzerland Sarl	15	_	0

⁽注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ 提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

AeroMobile AS,	15	_	0
Telenor Maritime AS	15	_	0
Landssími Íslands hf.	15	_	0
Vodafone Malta Limited	15	_	0
AT&T Mobility LLC	15	_	0

備考 上記の国際アウトローミングに係る電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。

別表 8 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電 気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

※本表に記載の内容と、Xi サービス契約約款に記載の内容が異なる場合、Xi サービス契約約款に記載の内容を優先するものとします

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ	アルバ(7)、アメリカ合衆国(本土)(3 ただし、AT&T Mobility LLC の船舶に係る利
地方	用は6)、アラスカ(3)、アルゼンチン共和国(2)、アンギラ(7)、アンティグア・バー
	ブーダ(7)、ウルグアイ東方共和国(7)、英領ケイマン諸島(7)、英領バージン諸島(7)、
	エクアドル共和国(4)、エルサルバドル共和国(4)、オランダ領アンティル(7)、オラ
	ンダ領シント・マ・ルテン(7)、ガイアナ共和国(7)、カナダ(3)、キューバ共和国(2)、
	グアテマラ共和国(4)、グアドルーブ島(7)、グアム(2)、グレナダ(7)、コスタリカ
	共和国(7)、コロンビア共和国(2)、サイパン(2)、ジャマイカ(7)、スリナム共和国
	(7)、セントクリストファー・ネービス(7)、セントビンセント及びグレナディーン諸島
	(7)、セントルシア(7)、タークス・カイコス諸島(7)、チリ共和国(7)、ドミニカ国
	(7)、ドミニカ共和国(2)、トリニダード・トバゴ共和国(7)、ニカラグア共和国(4)、
	ハイチ共和国(7)、パナマ共和国(2)、バハマ国(4)、バミューダ諸島(7)、パラグア
	イ共和国(7)、バルバドス(7)、ハワイ(3)、プエルトリコ(3)、フォークランド諸島
	(2)、仏領ギアナ(7)、仏領サン・マルタン(7)、ブラジル連邦共和国(7)、米領バー
	ジン諸島(3)、ベネズエラ・ボリバル共和国(7)、ベリーズ(4)、ペルー共和国(7)、
	ボリビア多民族国(7)、ホンジュラス共和国(4)、マルティニク(7)、メキシコ合衆国
	(2)、モンセラット(7)
アジア地方	アフガニスタン・イスラム共和国(2)、アラブ首長国連邦(7)、イエメン共和国(7)、
	イスラエル国(7)、イラク共和国(7)、イラン・イスラム共和国(7)、インド(2)、イ
	ンドネシア共和国(1)、オマーン国(7)、カタール国(7)、カンボジア王国(7)、クウ
	ェート国(2)、サウジアラビア王国(7)、シリア・アラブ共和国(7)、シンガポール共
	和国(1)、スリランカ民主社会主義共和国(2)、タイ王国(1)、大韓民国(7)、台湾(1)、
	中華人民共和国(1)、ネパール連邦民主共和国(2)、パレスチナ自治政府(4)、バーレ
	ーン王国(7)、パキスタン・イスラム共和国(2)、バングラデシュ人民共和国(2)、東
	ティモール民主共和国(7)、ブータン王国(2)、フィリピン共和国(1)、ブルネイ・ダ
	ルサラーム国(2)、香港(1)、ベトナム社会主義共和国(7)、マレーシア(7)、マカオ
	(1)、ミャンマー連邦共和国(2)、モルディブ共和国(2)、モンゴル国(7)、ヨルダン・
	ハシェミット王国(7)、ラオス人民民主共和国(7)、レバノン共和国(7)
オセアニア地方	オーストラリア連邦(7)、クック諸島(7)、クリスマス島(7)、サモア独立国(7)、ソ
	ロモン諸島(7)、トンガ王国(7)、ナウル共和国(7)、ニューカレドニア(7)、ニュー
	ジーランド(7)、バヌアツ共和国(7)、パプアニューギニア独立国(4)、パラオ共和国
	(5)、フィジー共和国(7)、仏領ポリネシア(7)、△米領サモア(4)、△ミクロネシア
	連邦(4)

ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルラ
	ンド (7)、アゼルバイジャン共和国 (7)、アゾレス諸島 (7)、アルバニア共和国 (7)、
	アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウ
	ズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、
	英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王
	国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和
	国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、ジョージア
	(7)、クロアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー
	(7)、スイス連邦(7ただし、OnAir Switzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、
	スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国
	(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク
	王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウ
	ェー王国(7 ただし AeroMobile AS,及び Telenor Maritime AS の利用は6)、バチカン市
	国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和
	国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・
	ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユ
	ーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7 ただし、Vodafone Malta
	Limited の船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、
	モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン
	公国 (7)、ルクセンブルク大公国 (7)、ルーマニア (7)、ロシア (7)
アフリカ地方	△アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガ
	ンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、エチオピア連邦民主共和国(7)、ガー
	ナ共和国(7)、カーボヴェルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、
	ガンビア共和国(7)、ギニア共和国(7)、ギニアビサウ共和国(7)、ケニア共和国(7)、
	コートジボワール共和国(7)、△コモロ連合(4)、コンゴ共和国(7)、コンゴ民主共和
	国(7)、サントメ・プリンシペ民主共和国(7)、ザンビア共和国(7)、シエラレオネ共
	和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンバブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、スワジラ
	ンド王国(7)、赤道ギニア共和国(7)セーシェル共和国(4)、セネガル共和国(7)、
	セントヘレナ島(7)タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和
	国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナ
	ミビア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、
	ベナン共和国(7)、△ボツワナ共和国(7)、△マイヨット島(7)、マダガスカル共和国
	(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、△南スーダン共
	和国(7)、モーリシャス共和国(2)、モーリタニア・イスラム共和国(7)、モザンビー
	ク共和国(7)、モロッコ王国(7)、リビア(7)、リベリア共和国(7)、ルワンダ共和国
	(7)、レソト王国(7)、レユニオン島(7)

2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ	ブラジル連邦共和国(3)
地方	
アジア地方	アラブ首長国連邦 (3) 、イスラエル国 (3) 、 \triangle インド (2) 、インドネシア共和国 (1) 、
	カタール国(3)、△クウェート国(2)、△サウジアラビア王国(3)、シンガポール共和
	国(1)、スリランカ民主社会主義共和国(1)、大韓民国(3)、台湾(1)、中華人民共和
	国(2)、フィリピン共和国(1)、ブルネイ・ダルサラーム国(1)、△ベトナム社会主義
	共和国 (3)、香港 (1)、マカオ (1)、マレーシア (1)

オセアニア地方	オーストラリア連邦 (3)、ニュージーランド (3)
ヨーロッパ地方	△アイスランド共和国(3)、△アイルランド(3)、アゾレス諸島(3)、△アンドラ公国
	(3)、イタリア共和国(3)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(3)、
	エストニア共和国(3)、オーストリア共和国(3)、オランダ王国(3)、カナリア諸島(3)、
	キプロス共和国 (3) 、ギリシャ共和国 (3) 、クロアチア共和国 (3) 、 \triangle コソボ共和国 (3) 、
	サンマリノ共和国(3)、スイス連邦(3)、スウェーデン王国(3)、スペイン(3)、スペ
	イン領北アフリカ (3)、スロバキア共和国 (3)、スロベニア共和国 (3)、△タジキスタ
	ン共和国(2)、 \triangle チェコ共和国(3)、デンマーク王国(3)、ドイツ連邦共和国(3)、 \triangle
	トルコ共和国(3)、ノルウェー王国(3)、バチカン市国(3)、ハンガリー(3)、フラン
	ス共和国(3)、フィンランド共和国(3)、ブルガリア共和国(3)、ベルギー王国(3)、
	ポーランド共和国(3)、ポルトガル共和国(3)、マディラ諸島(3)、△マルタ共和国(3)、
	モナコ公国 (3)、△モンテネグロ (3)、△ラトビア共和国 (3)、ルーマニア (3)、ルク
	センブルク大公国 (3)、△ロシア (1)
アフリカ地方	エジプト・アラブ共和国(3)、△チュニジア共和国(3)、南アフリカ共和国(3)、モー
	リシャス共和国(1)、モロッコ王国(2)

⁽注) 平成 28 年 10 月 1 日現在 取扱地域に \triangle 印が付されているものについては、今後取り扱い開始を予定している地域です。

別表9 国際電話サービス取扱地域

※本表に記載の内容と、NTT ドコモの定める国際電話サービス契約約款の取扱地域に記載された内容が異なる場合、NTT ドコモの定める国際電話サービス契約約款の内容を優先するものとします

1 通話モードに係るもの

通話先区分		取 扱 地 域
南・北アメリカ	アメリカ1	アメリカ合衆国(本土)(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、
地方		アラスカ、カナダ、グアム、サイパン、ハワイ
	アメリカ2	アンギラ、アンティグア・バーブーダ、英領ケイマン諸島、英領バージン
		諸島、グレナダ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネーヴィス、セン
		トビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコ
		ス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、バ
		ハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、米領バージン諸島、
		メキシコ合衆国、モンセラット
	アメリカ3	アルゼンチン共和国、アルバ(ただし料金表第1表第1(通話料)の2(料
		金額)に規定する2-2に係るものについてはアメリカ2)、ウルグアイ
		東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アン
		ティル、オランダ領シント・マールテン、ガイアナ共和国、キューバ共和
		国、グアテマラ共和国、グアドループ島、コスタリカ共和国、コロンビア
		共和国、サンピエール島、ミクロン島、スリナム共和国、チリ共和国、ニ
		カラグア共和国、ハイチ共和国(ただし料金表第1表第1(通話料)の2
		(料金額)に規定する2-2に係るものについてはアメリカ2)、パナマ
		共和国、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、仏領ギアナ、仏領サン・
		マルタン、ブラジル連邦共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、
		ペルー共和国、ボリビア多民族国、ホンジュラス共和国、マルティニク
アジア地方	アジア1	大韓民国、北朝鮮、台湾、中華人民共和国、香港、マカオ
	アジア 2	インドネシア共和国、カンボジア王国、シンガポール共和国、タイ王国、
		東ティモール民主共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、
		ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ラオス人民民主共和国

	アジア3	アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、
		イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、オマー
		ン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ
		共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民主共和国、パキ
		スタン・イスラム共和国、バーレーン王国、パレスチナ自治政府、バング
		ラデシュ人民共和国、ブータン王国、ミャンマー連邦共和国、モルディヴ
		共和国、モンゴル国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国
オセアニア地方	オセアニア	オーストラリア連邦、キリバス共和国、クック諸島、クリスマス島、ココ
		ス・キーリング群島、ソロモン諸島、サモア独立国、ツバル、トケラウ諸
		島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージー
		ランド、ノーフォーク島、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、
		パラオ共和国、フィジー共和国、仏領ポリネシア、仏領ワリス・フテュナ
		諸島、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アイスランド共和国(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、
		アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和
		 国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウ
		ズベキスタン共和国、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王
		国)、英領ジブラルタル、エストニア共和国、オーストリア共和国、オラ
		ンダ王国、カザフスタン共和国、カナリア諸島、ガーンジー、キプロス共
		和国、ギリシャ共和国、キルギス共和国、グリーンランド、グルジア、ク
		ロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦(船舶/
		航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、ジャージー、スウェーデン王
		国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共
		和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、デンマーク
		王国、ドイツ連邦共和国、トルクメニスタン、トルコ共和国、ノルウェー
		王国(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、バチカン市国、
		ハンガリー、フィンランド共和国、フェロー諸島、△フォークランド諸島、
		フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、
		ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マケ
		ドニア旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国(船舶/航
		空機等に規定する取扱地域以外のもの)、マン島、モナコ公国、モルドバ
		共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシ
		ュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、ロシア
アフリカ地方	アフリカ	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガン
		 ダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリト
		リア国、ガーナ共和国、カーボヴェルデ共和国、ガボン共和国、カメルー
		ン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア
		共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民
		主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレ
		オネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジ
		ランド王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セ
		ントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、
		中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア島、トーゴ
		共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、
		ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイ
		ヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリ
		カ共和国、南スーダン共和国、モザンビーク共和国、モーリシャス共和国、
L	t	

	モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、
	ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン島
インマルサット移動地球局	インマルサットB、インマルサットM、インマルサットミニM、インマル
	サット Fleet、インマルサットM4、インマルサットBGAN
特定衛星携帯電話	イリジウム衛星携帯電話、スラーヤ衛星携帯電話
船舶/航空機等	各国事業者の船舶/航空機取扱地域、及びグローバルサービスに係るもの

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリカ地	アメリカ	ブラジル
方		
アジア地方	アジア1	大韓民国、台湾、中国、香港、マカオ
	アジア 2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・
		ダルサラーム国、△ベトナム社会主義共和国、マレーシア
	アジア3	アラブ首長国連邦、イスラエル国、△インド、カタール国、△クウェート
		国、△サウジアラビア王国、スリランカ
オセアニア地方	オセアニア	オーストラリア連邦、ニュージーランド
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	△アイスランド共和国、△アイルランド、アゾレス諸島、△アンドラ公国、
		英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、エストニア共和
		国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、
		キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、△コソボ共和国、
		サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、△スペイ
		ン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、△タジキスタン
		共和国、△チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共
		和国、ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フ
		ィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、
		ポルトガル共和国、マディラ諸島、△マルタ共和国、モナコ公国、△モン
		テネグロ、△ラトビア共和国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、△ロ
		シア
アフリカ地方	アフリカ	エジプト・アラブ共和国、△チュニジア共和国、南アフリカ共和国、モー
		リシャス共和国、モロッコ王国

⁽注) 取扱地域に△印が付されているものについては、今後提供予定の地域です。

附則

この規約は2013年4月15日から実施します。

2013年9月1日 一部改訂

2014年6月1日 一部改訂

2016年4月1日 一部改訂

2016年7月1日 一部改訂

2016年8月1日 一部改訂

2016年10月1日 改訂

2017年1月1日 一部改訂

2017年5月25日 一部改訂

2017年7月1日 一部改訂

2017年8月1日 一部改訂

2017年10月1日 一部改訂

2019年7月1日 一部改訂

2020年1月1日 一部改訂

2020年4月1日 一部改訂

2020年6月1日 一部改訂

2020年6月22日 一部改訂

2021年1月1日 一部改訂

2021年2月1日 一部改訂

2021年7月1日 一部改訂

2021年10月4日 一部改訂

2022 年 3 月 28 日 一部改訂

2022年4月1日 一部改訂

2024年3月27日 一部改訂